

令和 8 年 第 3 回 定例会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 9 月 3 日 開会

令和 8 年 9 月 3 日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和8年9月3日（木曜日）

○議事日程

- | | |
|----|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 議案第24号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第3号） |
| 7 | 議案第25号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 8 | 議案第26号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について |
| 9 | 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 10 | 議案第28号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 11 | 議案第29号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 12 | 議案第30号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 13 | 議案第31号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 議案第32号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 15 | 議案第33号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について |
| 16 | 同意第16号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 17 | 報告第4号 継続費精算報告書の報告について |
| 18 | 報告第5号 令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について |
| 19 | 認定第1号 令和7年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について |

20	認定第2号	令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
21	認定第3号	令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
22	認定第4号	令和7年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
23	発議第1号	事務の検査について
24	意見書案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
25		所管事務調査について（総務産業常任委員会、議会運営委員会）
26		議員の派遣について

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	城宝睦己君
総務課主幹	安田良弘君
総務課主幹	早坂隆広君
住民課長	明日見将幸君
住民課主幹	吉村美紀君
福祉課長	齊藤淑恵君
福祉課主幹	栗野敏朗君
産業課長	馬狩範一君
産業課主幹	山崎哲文君
建設課長	上嶋俊一君
建設課技術長	竹田圭君

会 計 管 理 者
教育委員会事務局長
農 業 委 員 会 会 長
代 表 監 査 委 員

國 田 朋 子 君
横 井 正 樹 君
石 井 文 彦 君
笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

局 長
書 記

中 田 帶 刀 君
藤 澤 翔 太 郎 君

開会 午前１０時０４分

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は８名全員です。定足数に達しております。
ただいまから、令和８年第３回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第１、会議録署名議員の指名を会議規則第１１８条の規定により、議長において、３番 高田議員、４番 野崎議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第２、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から９月４日までの２日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から９月４日までの２日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第３、諸般の報告を行います。
初めに、令和８年第２回定例会以降、今日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願ひ、主なもののみ報告します。
８月３日から５日まで、空知町村議会議長会中央要望実行運動に行っていました。４日９時より、衆議院議員の神谷先生、渡辺先生、村木先生のお部屋へ、議長全員で要望活動をしてきました。その後は北海道選出議会議員への要望活動を行い、午後から３班に分かれて、各関係省庁への要望活動に行っていました。夕方６時から神谷先生、徳永先生、岸先生、勝部先生と懇談会を行い、中央要望実行運動を行っていました。

以上、報告といたします。

次に、教育長より令和 7 年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておりますので、ご承知願います。

次に、監査委員より令和 8 年 6 月から令和 8 年 8 月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長及び議会運営委員長より、所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご承知願います。

以上、4 件について報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第 4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和 8 年浦臼町議会第 3 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日をもって召集いたしました第 3 回定例会については、議案 10 件、同意 1 件、報告 2 件、認定 4 件を上程いたしております。各議案とも提案の際に詳細についてご説明いたしますので、ご審議いただき、町政推進のためにご賛同賜りますようお願い申し上げます。

この際、第 2 回定例会以降の動静につきましてご報告を申し上げます。

まずは農業情勢についてでございますが、水稻につきましては、春以降気温の変動はあったものの日照にも恵まれ、長期的な低温や長雨による大きな影響もなく推移してきたところでございます。先月 28 日に今年の適期刈取り判定会が実施され、昨年に比べ 1 週間から 10 日ほど遅いと判定された方が多い結果となっております。現時点では整粒歩合も高く、質・量ともに良好な作柄が期待されるところでございます。

水稻に関しましては、昨年一昨年と高値が続きましたが、今年は全国的な在庫量の増大から、早い段階から価格の下落が伝えられていました。また、来年度から水田活用の直接支払交付金制度が大幅に見直されるなど、農業全般に大きな変革の時期を迎えていることから、地域の現状を訴え、農業者にとって適切なものとなるよう、先月 19 日に空知町村会において農林水産省及び道内選出議員等への要請活動を行ってきたところでございます。それぞれに今後につながるよう努力するとの回答をいただきましたが、その直後に北海道の概算金が公表されました。決して誰もが期待したレベルではありませんでしたが、今月に入り備蓄米の買い戻しが正式に公表されるなど、今後一層の改善に向けた取り組みに期待したいと思っているところでございます。今後とも情報収集に努めるとともに、各所における要請活動を続けてまいります。

次に、昨年１１月に北海道中央バス株式会社より滝川奈井江線の廃止が伝えられてから、砂川市・奈井江町と話し合いを進めてまいりました。浦臼砂川線の１市２町による活用につきまして、このたび協議が整い、来月１日より新たな体制での運行を開始することになりました。共同利用による運行の合理化、停留所の追加による利便性の向上などメリットも多く、今後町民の皆様に広報等を通じてお知らせをしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第２回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、数点につき報告をさせていただきます。

６月１２日開催の令和８年度教育課程サキドリ研究校第１回定期協議会につきましては、空知教育局から義務教育指導官、教育支援課長並びに学校教育指導班主任をお招きし、授業参観の後、北海道教育庁本庁にもオンラインで参加をいただき、浦臼小学校のサキドリ研究校事業への取り組み内容等について学校長から説明をし、意見交換及び指導助言をいただいたところでございます。この協議会につきましては、来年２月まで、本年度４回の開催を予定しております。８月３１日開催の第２回目以降につきましては、浦臼中学校、こども園なかよし、更には本年度、道教委のほっかいどう「こどもまんなか」学び創出事業の実践校となっております新十津川小学校、中学校、それから北海道立教育研究所の参加もいただくこととしてございます。

７月１７日の北海道立教育研究所「地域研修サポート事業」浦臼小学校特別研修会につきましては、浦臼小学校の校内研修の位置付けですが、浦臼中学校管理職、新十津川小学校と中学校の教職員の参加もいただき、サキドリ研究校事業との関連を踏まえ、次期学習指導要領を踏まえた教育課程改善と自己調整力の育成という研修主題で研修を行っております。

次に、４月２２日と２３日に実施されました令和８年度全国学力学習状況調査の結果概況といたしまして、公私別・教科別の平均正答率についてのみ、この場でご報告をさせていただきますが、中学校の英語と学習状況等の質問調査につきましては、タブレット端末を使い、文部科学省のＣＢＴシステムを活用したオンラインで出題・回答する方式で実施し、結果につきましても平均正答率ではなく、国際的な学力調査で採用される平均ＩＲＴスコアで示され、５００が基準となっております。まず小学校の国語につきましては、全国６０．９％、北海道６０％、浦臼町６１％。算数につきましては、全国が５６．４％、北海道５４％、浦臼町４０％。また、中学校の国語につきましては、全国６３．９％、北海道６３％、浦臼町６８％。数学につきましては、全国５７．０％、北海道５５％、浦臼町５５％。英語につきましてはＩＲＴ

スコア全国４９９、北海道４９０、浦臼町４９０という結果でありました。なお、学習状況等も含めました詳細につきましては、例年どおり小中学校の学校だよりにおきましてご報告をさせていただきますし、北海道版結果報告が１１月に道教委からなされることとなっております。引き続き子どもたちの学びの支援にしっかりと取り組んでまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。

○議会事務局長（中田帯刀君）

システムの不具合がありまして、カメラとマイクの切替えがうまく行かないため、再起動の間休憩とさせていただきます。

休憩 午前１０時１５分

再開 午前１０時２０分

○議長（小松正年君）

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第５ 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第５、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位１番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○４番（野崎敬恭君）

令和８年第３回定例会におきまして、浦臼町町営バス浦臼砂川線における停留所の増設につきまして、町長に質問をいたします。

北海道中央バス滝川奈井江線が９月末をもって廃止になり、１０月からは浦臼町営バスの浦臼砂川線がその代替交通を担うことになると聞いております。

現在、担当職員が関係市町、空知総合振興局及び運行業者である美唄自動車学校と停留所や運行ダイヤなどについて鋭意検討している旨、第１回定例会において、砂場議員の質問に対する答弁がありました。

浦臼町の免許返納者やその予定者からは、買い物などのため砂川市内への停留所増設の要望が以前からありました。

今回の路線の見直しは滝川奈井江線の代替交通であることから、奈井江町民・砂川市民の足を担うためのものでもあるとは思いますが、浦臼町民にとっても病院受診や通勤・通学だけではなく、買い物などの生活支援路線としての役割を持たせることに

なるかをお伺いします。

まず「砂川アシル、DCMホームセンター」付近、「砂川農協ストア、ツルハドラッグ」付近の2か所について、停留所の増設は特に必要と考えているのか、お伺いたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

本年1月以降、砂川市、奈井江町と運行ダイヤや乗車料金、停留所等の運行に直接関連する案件、並びに運行経費の損失補てんに係る負担割合等を協議してまいりました。代替交通となる民間路線バス「浦臼砂川線」の運行事業者である美唄自動車学校や空知総合振興局、札幌運輸支局等のお力添えをいただきながら今日に至っており、これまでの協議案件については両市町と合意が図られています。

これまで競合路線となっていた北海道中央バス「滝川奈井江線」が廃止されることに伴い、奈井江駅から砂川駅前までの区間において設定しておりました乗降制限が撤廃され、奈井江町内において一部廃止される停留所もございますが、基本的には「滝川奈井江線」の停留所を引き継ぎ、砂川市内においては、議員ご質問の2か所を含む10か所、奈井江町内においては、5か所が追加され、「浦臼砂川線」全体で33か所となります。

議員ご質問の2か所につきましては、前段が「宮川町」、後段が「砂川十字街」が最寄りの停留所となります。

今後も、運行事業者や関係各所と連携を図り、路線全体の利便性向上に向けた検討を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

町営バス浦臼砂川線の競合路線である中央バスの滝川奈井江線が廃止になったことから、浦臼町民から要望のあったアシル付近とツルハ付近のバス停が増設されるとは思っておりましたが、念を押しての質問であります。今回の見直しで砂川線も奈井江・砂川住民の利用も増え、浦臼住民の買い物など生活に資する欠かせない路線になるであろうと期待をしておりますし、砂川市立病院にバス停が出来てから4年経ち、ようやく買い物など住民生活に直結する路線になったことは大変望まれたことで、喜ばしく思っております。

しかしながら、団塊の世代と言われた人たち全員がいよいよ後期高齢者になり、運転免許の返納問題もあり、現在は家族の自家用車で病院まで送迎してもらってい

る方々もおります。

隣町では公共交通の方法が違い、住民が砂川市立病院・滝川市立病院両方のバス停に付けて通院が出来るようになっております。

通院している町民の中には、重大な疾患で歩行も厳しい方もおりますので、通院者に都合の良いような公共交通に工夫をしていただきたいと思います。

この点について町長はどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたしますけれども、今回の質問につきましては砂川線ということで特化されたご質問だったと思いますので、再質問では他路線に及ぶお話になっているかと思います。

当然、町としては公共交通全般につきまして利便性を高めていきたいという思いは当然持ってやっておりますので、その件につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○4番（野崎敬恭君）

ありません。

○議長（小松正年君）

次に、発言順位2番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和8年第3回定例会議におきまして、私の方から町長に1件質問を起こさせていただきました。今回の質問は、JR跡地の処理の現況についてということでお伺いをいたします。

令和2年4月に札沼線が廃線となり、既に6年以上が経過しています。廃線跡地の処理についてあるいは進捗状況について、議会また多くの議員が質問を重ねてきました。

いまだに進まない移転登記に、住民からは「町は何をやっているんだ。」という問い合わせが続いています。

令和4年2月に議会常任委員会において、進捗状況についての政務調査を実施していますが既に4年以上が経過しています。

現在の進捗状況に加え多くの議員による質問に対しての答弁について、検証したいと思います。

一つ目として、現在の進捗状況について。

二つ目として、住民説明会が令和4年7月に1度だけ開かれただけであります。今後開催の予定はあるのかどうか。

3番目に、具体的な地割は進んでいるのかどうか。

4番目に、希望者への移転登記の予定とその費用の内容は、住民説明会でした内容と変わっていないのかどうか。

5番目として、今後に向けた予定を具体的にご説明いただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

札沼線廃線から6年以上が経過しながらも事務が滞っておりますことは、ご指摘のとおりでございます。

1点目の進捗状況でございますが、令和4年度から7年度の4か年にてレールをはじめ、附帯設備や橋梁の撤去、令和5年度から本年度の4か年にて地籍測量及び分・合筆登記を、本年度地籍測量箇所につきましては来年2月末を委託期間として分・合筆登記を実施するものでございます。

2点目の住民説明会の今後の開催予定でございますが、鉄道用地隣接者以外への譲渡を予定していないことから、隣接者に改めて個別説明と購入希望の有無を確認するものであり、個別訪問等により対応してまいりたいと考えています。

3点目の具体的な地割の進捗でございますが、購入希望者の意向と町が保有すべき用地との調整が完了し、分・合筆登記を実施しているところでございます。

4点目の移転登記予定と費用及び内容でございますが、令和4年7月開催の住民説明会時から変更はなく、町が保有すべき用地以外は購入希望者に雑種地は1㎡当たり2円、山林は3円でバラスト敷設の状態にて譲渡し、所有権移転登記申請は町にて実施するものでございます。なお、その際の登録免許税は購入者にご負担をいただくこととなります。

5点目の今後に向けた具体的な予定でございますが、本年度地籍測量箇所の分・合筆登記が現時点では終了していませんが、譲渡手続きは実施可能なことから、改めて隣接者や購入希望者の意向を確認し、今年度中に譲渡及び移転登記を終了させる予定でございます。

いずれにいたしましてもご指摘のとおり相当な期間を経過しておりますので、今後所管には進捗状況の定期報告を求め、早急かつ確実に事務処理を進めてまいります。以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

質問の中で、今まで6年経過しているということで、様々な議員、多くの議員が質問を重ね、その都度答弁をいただきました。

今回、いろいろ調べていただいた経過もありまして、それぞれ町長の答弁について、

どうなっているのかということでお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それ以外で、今回の答弁によると購入希望者はほぼ確定していると思うのですけれども、この購入希望者が何名いらっしゃるのか。

それから、町が管理する用地と個別に購入を希望する方とで、例えば虫食い状態になる用地が発生するのかどうか。これ結局は、遅いよということもあるのですけれども、いわゆる畑地であったり、そういったところを鉄道が横断している農家の方がいらっしゃいます。そういう方は、いまだに移転登記もされていないものですから手を付けられない。そして町はこれをどうするのかという報告もない。草は生えてくる、雑木が生えてくる。草については農家の方は除草剤で処理しているのですけれども、雑木についてはどうしようもないよという報告があります。例えば早めに移転登記をしてもらえれば、自分で処理してそこを農地として整地出来る農家の方もいらっしゃるのですけど、あまりにもその報告がないと。一体どうしていきたいのかという説明は、もう4年前に聞いた限りですよ、という住民の方の声です。それを十分認識していただきたいと思うのであります。

令和3年の3月、私からの質問で、JR浦臼駅前開発についてということで答弁をいただきました。令和3年度中に方向性を示し、構想をまとめるという町長の答弁がありました。この内容についてお伺いします。

令和4年第2回定例会で東藤議員が質問をしております。地割が虫食いのような状態になったとき、町はどのような管理をしていくのかお考えなのですかという質問がありまして、町長の答弁なのですが、虫食い状態について先行している自治体を調査して判断していきたいという答弁でした。この内容についてお伺いします。

それから令和4年9月の第3回定例会において、中川議員の質問で砂利の処理についての質問がありました。砂利についてはいわゆる購入希望者の個人責任ですよというのが当初の説明でしたが、議員の方から建設業界でも使えないことはないよというお話もあるので、それについて町の方としても考えてみてはどうだという質問でありました。町長答弁は調査の上、検討したいと。

それぞれ質問に対する答弁があったわけですけど、その内容についてお伺いしたいのと、令和7年3月に予算審査特別委員会の中で、静川議員が地籍測量等業務委託料というところで質問をしています。地積についてはほぼ確定作業が終わって、希望者から順次売り払いを進めますという答弁でした。これが令和7年3月です。もう既に1年と半年が経っているわけですけど、この移転登記について順次進めるという作業は、年度内に終わらせるというならこれからあと半年なわけですが、事務説明会も開かないで、一人一人個別に対応していくという答弁でしたが、今、それで間に合うのかどうか、これからやっていく内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長

○町長（川畑智昭君）

5つの再質問があったかと思いますが、6点ですかね、順次答えさせていただきます。

2点目になりますけれども、個人以外の虫食いが発生しているというのは現実でございます。それに対して雑木等が繁茂してきているというのも現実的に起こっているというのは確認をさせていただいているところです。農家の方につきましては雑木の処理が困難だということで、手が付けられないという状況でございますけれども、先ほどの最初の答弁でお答えしたように本当に大変申し訳なく思っておりますけれども、事務手続き自体が滞っているのが事実でございます。今後、年内には登記の方も完了するというところでございますので、そのタイミングで改めて農業者の方ともお話をさせていただきまして、今後の対応については検討させていただきたいと思います。

3点目につきましては、駅前再開発というのは浦臼駅の再開発のことをおっしゃられているのか、えみるを含む再開発のことを令和3年に申し上げたということの内容でよろしいのでしょうか。当時は駅前のかつてのにぎわいを取り戻したいということで、改めて町民が集う場所を作りたいということで構想して実現したのがえみるの誕生になりますけれども、それ以外の部分についてのご質問だったのかどうかちょっと判明しませんので、もしよければ再質問の中で再度ご質問いただきたいと思います。

4番目の、東藤議員からのご質問で虫食い状態になった場合、先行自治体を確認して対応するという回答をしたというところでございますけれども、申し訳ありません、当時はまだそれほど進捗していなかったという部分もございまして、その辺りにつきまして確認したという報告を私の方もちょっと受けておりませんので、この点につきましても2点目の質問とも関係してくると思いますけれども、併せて検討させていただきたいと思います。

5点目の砂利の処理に関しては個人の責任というところでございますけれども、これも中川議員から、業者の方が活用出来るのではないかとということでご質問があって、調査するということでしたけれども、町内の1業者に確認したことはあったのですが、その時点ではぜひという話ではなく、個人的なプライベートの場ではありましたが町内の1業者とお話したことはありましたけれども、なかなかちょっと使いづらいところもあるというお話で、その時の話は終わってしまっているというのが現状でございます。

6点目、静川議員からの移転登記の関係でございまして、大変遅れてしまいましたけれども現在取り進めており、年度内に完了予定でございます。負担金につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。

希望者が何名いるかという部分以外の質問につきましては、今の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松正年君）

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

希望者の数ということでございますが、大変申し訳ございません。ただいま持ち合わせてございませんのでおおよそですが、まず、隣接者の総数につきましては104名ということでお答えをさせていただきたいと思っております。そのうち、本年5月に27名の方については直近で購入のご意向の確認や、当町が所有すべき用地について説明と調整の方は行っておりまして、そこでもおおよそ半数程度の方はご希望があったというところで押さえております。今、その104名のうち何名かというところはお答え出来ないところではありますが、おおよそ6割程度の方はご希望をされていたように思っております。

正確な数値につきましては、改めて後ほど回答の方させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

駅前開発の件につきましては、当時、浦臼駅前開発審議会を作られて、駅前をどうしましょうという審議会を行っていたのですね。私の質問の中で、結局その駅前だけではなくて鉄道全体、浦臼町内にあるJR跡地の全ての問題を審議する場所が必要ではないですかという再質問があったのですが、その時に町長は、駅前開発以外については新しい人選をしなければいけないので、また検討しなければいけないですという答弁だったのです。だから、ほぼ駅前に絞った形で町長は考えていたのですけれど、私はもっと浦臼全体を考えてやればいいのかという質問だったのです。その辺について、今後検討しますということだったのです。

それと、移転登記についてなのですが、今、何名かもはっきりしない。それで希望者という表現ですけど、6年経って、もうほぼ確定していなければいけないと思いますよ。もう、ここの用地はこの方、この用地はこの方、でなければ個別で訪問出来ないじゃないですか。まだ購入希望者は何割の方ですという表現ではまずいと思いますね。答弁の中で、もう地割は終わったという表現がありませんでしたか。であれば、もう購入希望者は何名ですという表現が出来ていいはずだと思いますが、どうですか。

それと再々質問ですので、最後の質問になりますけれど、晩生内地区にまだレールの片付けが出来ていない、未処理の地区もあるのですが、その地区については今後どう処理されていくのかお伺いします。

それと、先ほどの人数についての答弁をお願いしましょうかね。人数というのは何か、希望者という表現なのか、購入確定という表現が出来るのかどうかということもお伺いします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

人数につきましてはまた別に答えさせていただきますけれども、駅前再開発と合わせてというか、全町的な路線をどうするかというお話でございますけれども、結果的には新しい組織・団体というのは設けていないのが現状でございます。内部的にも話し合った経過はございますけれども、12キロに及ぶ路線にもなりますので、その全てを活用して新たな何かをとというのは、ちょっと経費的にも難しいのではないかという話はございます。その町その町によりましてけれども、新十津川町ではほぼ道営のほ場整備をやられているのが現状でございますし、月形町は逆に、ほぼそのまま残すといえますか、線路自体を残すというような選択をされた町もでございます。私たち浦臼町につきましては、農地の部分もありますし山あいの部分もあるということで、それぞれ考え方も違っていいのかもしれないですけど、トータルとして全体を町民のためですとか、例えば町外の方の観光利用とかには、当然それなりの経費もかけて行わなければならないということで、内部的な協議ではございますけれども、新たにその線路自体を何かに活用していくという考えは、今のところはないという現状でございます。

3点目の質問ですけれども、晩生内の一部に線路がそのまま残っている箇所があるということでございます。当時から隣接地権者の方とお話をさせていただいておりましたけれども、その方なりの条件というものがあまして、特に生き物に関わるという部分で、やはり音ですとか振動が与える影響が心配だということでございますので、町としてもなかなか手を付けられないという状況にもあります。現状ではすぐ手を付けて撤去するという考え方にはありません。今後とも話を続けていきます。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

購入希望者の正確な人数というお話だったかと思います。今、手元に正確な数字はないということですので、お時間いただきまして、午後からの再開時の頭にでもよろしければ回答したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小松正年君）

以上でよろしいでしょうか。

○7番（柴田典男君）

すみません、虫食いの状況はどうなっていますかという質問もあったのですが。

○議長（小松正年君）

いいですか。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

それでは、合わせて回答させていただきます。

○議長（小松正年君）

以上で柴田議員の一般質問を終わります。

それでは、暫時休憩といたします。

再開時間を 10 時 57 分といたします。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 10 時 57 分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、発言順位 3 番、高田英利議員。

高田議員。

○3 番（高田英利君）

それでは、令和 8 年度第 3 回定例会におきまして町長に質問させていただきます。水活交付金見直しによる今後の農業振興ということで質問させていただきます。

令和 9 年度より水田活用の直接支払交付金の抜本的な見直しが行われることとなっております。水田転作への面積払いは大幅に見直され、水田・畑関係なく収量に応じた支援となる見通しとなっています。また、産地交付金も一部見直される予定となっていて、来年度以降の営農において影響が予想されています。

現状、戦略作物助成や畑地化促進助成などが見直されるなど、基本的な考え方・仕組みは示されていますが、詳細については示されていない状況にあります。現状示されている内容を基に今後の農業振興について質問いたします。

一つ目として、麦・大豆の生産性向上支援は基本技術の取り組み推進と都道府県別の単収を基本とするとあります。北海道において一律の単収とするには厳しいと考えますが。

二つ目として、産地交付金は、地域の目標設定に「作付面積の拡大」が偏在し、生産性・収益性向上や供給の安定化など、作付面積拡大以外の目標設定を求めるとされますが、どのような設定が想定されますか。

3 番目として、現状、転作において戦略作物助成や産地交付金が畑作物作付の下支えとなっていました。今後交付金が減少すると作付面積の減少や、作付放棄地の増加が懸念されます。今後、作業受託組織の育成なども視野に入れることも必要ではないでしょうか。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

高田議員のご質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金は、令和 9 年度から水田を対象とした支援から、作物ごとの生産性向上等を支援する仕組みへ転換する方向が示されています。

特に、麦、大豆、飼料作物については、水田と畑の区別なく、生産性向上に取り組む農業者を支援する方向とされており、令和 9 年度以降は現在の制度とは大きく変わ

ることが見込まれています。

具体的な交付単価や交付要件などについては、現在も国において調整が進められている段階であり、先月１９日には空知町村会として農林水産省及び道内選出議員等に対し適正な制度設計がなされるよう要請活動を行ってきたところでございます。

その上で、１点目のご質問についてですが、来年度から新たな制度では、麦、大豆等について、１０アール当たりの収量に応じた支援とする方向が示されています。議員のご指摘のとおり、北海道では地域により土壌や気象条件、作付体系などが異なることから、北海道一律の単収を基準とした場合、地域によっては農業者が努力をしても基準単収に満たないことが懸念されます。

この点につきましては、農林水産大臣からも地域による収量差について、都道府県単位ではなく、地域の標高や地形、平場・山間地などの条件にも配慮する必要があるとの認識が示されており、本町といたしましても、北海道内、更には空知地域や本町の営農条件を踏まえた、実態に即した基準設定となることが重要であると考えています。町村会での中央要望活動においても、地域の実情が十分反映されることを柱の一つとして、要請を行ったところでございます。

２点目につきまして、産地交付金はこれまで地域の水田農業の実情に応じ作付面積の確保や戦略作物の生産振興など、地域の農業を支える重要な役割を担ってきたものと認識しています。来年度からは、単に作付面積を拡大することだけを目指とするのではなく、地域の実情に応じた産地形成を促進する仕組みへ見直し、水田・畑の区分にかかわらず、中山間地域等の条件不利地も含め、それぞれの地域の実情に応じた産地形成を支援する考え方を示しています。

現段階では具体的な目標設定の内容までは示されておりませんが、本町においては、単収向上などの生産性向上、生産コストの低減や品質向上による収益性の向上、実需者との契約等による安定した生産・供給などが考えられます。

３点目についてですが、ご指摘のとおり戦略作物助成や産地交付金は畑作物を水田で生産する際の経営を下支えする役割を担ってきたものと認識しており、次年度から制度が大きく見直されることにより、農業者の所得や作付体系に影響が生じることが想定されます。

特に農業者の高齢化や担い手不足が進む中で、交付金の見直しを契機として、収益力の低下した品目の作付が縮小し、結果として農地の遊休化や耕作放棄、振興作物の作付減少につながることは十分に懸念されるところです。

農作業を受託する組織につきましては、農地維持や農業経営の効率化を図る上で有効な手段の一つと考えています。今後、収益力の確保に向け作業受託組織の育成や農業機械の共同利用など、地域の実情にあった農作業支援体制のあり方について、農業者や農業関係団体等との意見を交えながら検討してまいります。

水田活用の直接支払交付金について、現時点で具体的な要件がまだ示されていない部分もあることから、今後の制度設計を注視しながら、農業者の所得確保と農地の維持を基本に、浦臼町の持続可能な農業振興に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

答弁ありがとうございます。

水活交付金の見直しにつきましては、令和4年からいろんな形で見直しが見されてきたところでありまして、当初は水田の水張5年ルールというものが示されました。5年間のうち、水田に水を利用されていないほ場については水田としてみなさないというような厳格な条件が示されたところでありますが、令和7年、8年についてはそのルールが緩和されまして、連作障害の回避だとか土壌改良などの一定の条件を満たせば、1か月の水張同等とみなすというような改定をされながら、来年以降はそのルールも撤廃されて水張りルールが無くなったという検証を経ながら、来年の改正に向けた動きとなっているのは農業者の皆さんが知るところでもあります。このように劇的な変革を伴う制度設計というのは農業者にとって大変痛みを伴う改革でもありますし、町長も中央要望などにおいて、いろんな場面で要請をいただいているということは、答弁の中にも示されているとおりであります。

農業者にとって、面積払いが無くなって作物に対しての助成ということは感覚的には十分納得出来ることでもありますし、分かるわけではありますが、心情としてはやはり、今まで長年にわたって行ってきた転作への検証もされないまま、いきなり面積交付をやめて作物助成に転換しますよという変革が、どうも納得がいかないように私はちょっと感じているところであります。しかし、そのことを今ここで論じてもなかなか厳しい状況であることも十分理解しております。理解はしているところでありますが、1点目の作物要件、交付の要件として基準単収の見直しということがあります。町長の答弁にもありましたとおり、一律のものについては農水省も考えていただいているという答弁でもありましたが、更に要請をいただいて、地域ごとの実情に合った目標設定をしていただけますよう、更に町長においては要請をしていただきたいということのお願いであります。

ここで幾らにしてくれ、といった目標設定はなかなか厳しい話ではありますが、道東と同レベルの基準単収とのように設定されますと、やはり空知・上川地区においては麦の単収が、道東、北見・帯広から見るとやはり少ないという実情があります。その中で一定基準の収量に満たない場合は、交付金も交付されないという条件も示されておりますので、やはり同じ土俵に立って営農を続けるということはなかなか厳しい状況にあるのも現実であります。そのことについては、更に町長には中央に要請をしていただきたいという要望であります。

次に、2点目の産地資金の話ではありますが、現状浦臼町の産地資金のメニューについては施設園芸だとか、土地利用型の振興作物、あるいは団地形成加算だとか、後はソバですね、ソバに反当2万円といったように色々メニューを設けていただいて、産地交付金を交付していただいている状況にあります。この中で、目標設定として面積拡大だけの要件では駄目ですよという内容も示されているわけではありますが、町長の答

弁にもあったとおり品質だとか売り先との目標設定、複数年契約などを含めて目標設定をしていくことが考えられるという答弁でありました。

現状、この部分についてはなかなか農業者だけがこうやってくれという部分ではもう難しいのかなというところもありますが、やはりこの辺につきましてもＪＡとしっかり協議をしていただいて、実現可能な目標設定をぜひ掲げていただきたいと思います。

特に、当然この辺は水田地帯でありますので、なかなか畑作物についての恒常的な目標設定、どの程度実現可能かという部分もあろうかと思いますが、やはり農業者の手取り確保のためにも実現可能な目標設定を掲げていただいて、しっかりと産地交付金が交付されるような形に持って行っていただきたいと思いますところ です。

現在、なかなか詳しい内容が示されていない中でこういう質問をしたのはちょっと厳しいかなと私も思っているところではありますが、来年から産地交付金が見直されるという現状においては、やはり早い段階からこのことに向けて町もしっかりＪＡと共に取り組んでいただきたいと思いますというのが思いであります。その辺につきましても、ぜひ目標設定に向けて具体的な形を今後示していただければと思います。

３点目の受託組織の育成ということで質問をさせていただいたのですが、これにつきましては現状、転作ですね、麦・大豆・ソバにつきましては当然刈取り・乾燥調製を行っていかねばいけない作物ということで、麦・大豆につきましては、収穫についてはそれぞれ各農業者が、あるいは共同作業で行いながら、乾燥調製についてはＪＡが一元的にほぼ行っているという形であります。麦につきましては一部個人で行っている方もおられると聞いておりますが、ソバの収穫につきましては、浦臼は農業受託法人がほぼ一括して受けておられると。そして乾燥については町内にある米の乾燥施設を流用して、乾燥調製をしていただいているという状況にあります。

聞く話によりますと、収穫についてその法人の方はもう今年限りで、来年以降については受託をやめたいのだという話も聞いておられますし、また乾燥調製につきましても、人員不足だとか施設の老朽化などで、あとは稲刈りとの時期が協業競合するということで、その受入れもなかなか厳しい状況になってきていると聞き及んでいます。

令和８年のソバの作付面積については、浦臼のぼたんそばが７３．５ヘクタールほどと聞いております。ちなみにですが、新十津川のぼたんそばが８８ヘクタール、キタワセが多くて２３４ヘクタールほどということのようです。今後、戦略作物の廃止や産地交付金が見直しがされると、直接ソバに影響があるというわけではありませんが、産地交付金については一部関係する可能性もあります。ただ、そのように受託組織が機能しなくなってくると浦臼町、特にぼたんそばの振興を進めておりますし、町内でも２業者がぼたんそばを提供している状況にあるということでは、やはり今後ソバの作付が減少、あるいは本当に壊滅的な状況になるかもしれないと危惧をしています。今後、ぼたんそばの振興について、町としてどのような方向性で考えておられるのか。私が受託組織として提案させていただいたのは、それらも含めまして、もっと

ぼたんそばの振興につなげていければという思いもあつての話です。受託組織も国の助成金等も使いながらうまく組織が出来るのであれば、やはり新規就農者への受け皿も一つとしてもまた機能出来るのではないかなという思いから質問させていただきました。それにつきまして町長のお考えをいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

質問それぞれにご説明をいただいたところです。

１点目２点目につきましては、先ほどのお話にもありましたようにまだ国から詳細な金額や内容が示されておりませんので、なかなか答えられる状況にはないというのはご理解いただきたいと思います。

ただ、国の方、省庁と国会議員の先生にもお願いしてまいりましたけれど、地域の実情はよく分かっているということでご回答いただいたところですけれど、全国的な話にもなりますので、北海道だけを捉えての制度設計ということにはならないというのも理解するところですが、間違いなく地域地域で条件が変わってくるという意味では、それらにつきまして十分に留意されて最終的な制度に結びつけていただきたいと思います。

３点目のソバに関してですけれど、なかなか収穫の時期等も変化してきているということで、これまでのようにスムーズな収穫・乾燥に至っていないというのが現状であると聞いています。その中で、この一、二年極めて平均収穫量が少ないというのも事実でございます。１俵にも満たないというような状況が続いているということをお聞きしているところですけれど、今後、数量払いというのがメインになってきますので、当然今までのようなわけにはいかないというのがはっきりしているところです。

私もちょっと調べさせていただいたのですが、数字的にはちょっと古かったのですが、オホーツク圏では２００キロ近くのソバが収穫されているというデータがありました。上川ですとか十勝におきましても１５０キロ台の収穫がなされているという数字があったわけですが、これらが平均的なところとすれば、やはり数量払いということになればこのぐらいの収穫が平均的なところで、交付額も決定されてくるということになれば、時期的な問題はあるにせよ、３俵近くの収穫が求められるのが現実的なところになってくるのかなと考えております。

ですからコントラクターなり乾燥調製施設の整備というのが当然条件としては必要になってくるのかと考えておりますけれど、収穫量の増加に向けて町も農協も農業者の方も、やはりそれなりの努力をしなければ最終的な収益にはつながっていかないのかなとも考えております。

ですから、当然コントラクターの組織づくりというのは重要な条件ではあるのですが、まず総合的に、浦臼のソバを今後とも引き続き町の特産品として末永く育てていくためにはそれぞれの努力が必要ということで、今後の農業者なり農協との話し合いを進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

ありがとうございます。

今、町長の方からもソバの振興についてはぜひ続けていきたいという答弁をいただきました。

町長の方から、オホーツクが200キロで、上川が150キロ程度収量がありますよというお答えをいただきましたが、特にぼたんそばという品種に限れば、そこまでの収量は求められにくいということハナから分かっていたことでありまして、それについても特例を設けてもらえるのかどうか、その辺は何とも言えないところですが、数量払いの基準に満たなくなるという可能性も十分はらんでいるのを認識しておりますので、その辺につきましても解決出来るということにはならないかもしれませんが、収量の増だとか、あるいは周辺環境の整備等、ほ場の整備も含めてもっと作物の収量を上げるような振興策も掲げていかなければ、今後ソバの振興については厳しい状況なのかなと思っております。

また、ソバの話もしましたが、麦、大豆につきましても、今の状況で進められるうちはいいのかもしれませんが、今後ソバと同じような状況にならないとも限らない部分もあります。それにつきましてもやはり、作業受託の部分もソバに限らず麦・大豆についても考えていく必要もあるのかなと思います。それらを申し上げまして、再々質問とさせていただきます。

答弁は求めませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

それでは、発言順位4番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、第3回定例会におきまして一般質問を行いたいと思います。町長に1点お伺いしたいと思います。ローソン浦臼店休業へということでお伺いしたいと思います。

コロナウイルス時代を乗り越えて営業しているローソン浦臼店が、労働力不足並びに労働の負担の重荷などで、今年の8月末で長期休業となっております。

浦臼町民にとっても、特に子どもたちにとっても重要な店にもなっています。更に、275号線を走るドライバーにとってもとても重要な位置とも思われます。

町はローソン浦臼店出店においてフランチャイズオーナーに対して、浦臼町企業立地促進助成金を助成し、更にローソン浦臼店経営者に浦臼町雇用促進助成金を助成していると思っております。

このことを踏まえ、この現状について町としてどのような考えなのか、また対応として考えられることがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

ローソン浦臼町店は、当時コンビニエンスストアが無かった当町において、住民待望の店舗として令和元年6月1日にオープンしました。国道275号線沿い、市街地中心部の拠点として長年地域やドライバーの利便性を支えていただきましたが、オープンから8年目を迎えた先月末をもって休業となり、地域の購買環境や日々の生活のあり方にも大きな影響を与える状況となっています。

同店の出店には深川市の法人が代表者となり、株式会社ローソンと共同で「浦臼町企業立地促進助成事業」の指定事業者として採択され、開設された店舗です。助成内容としまして、企業立地助成金で投資額の20%にあたる1687万円を2年分割で助成しています。なお、雇用促進助成金を受給出来るのは指定事業者に限られるため、今回は対象となっておりません。

町といたしましては、町民の皆様の生活利便性の確保が最優先課題と認識しています。先月25日には事業者である株式会社ローソン道央支店に現状の確認と今後の見通しについて直接聞き取りを行いました。既に、次期経営者の選定に向け動き出しているとの回答があり、当方からは店舗の早期再開について強く要望させていただいたところです。

今後とも同社との接触を図り、情報収集に努めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

コンビニと言われる部分、特にこういったフランチャイズ方式と言いますか、フランチャイズを理解するのに私もちょっと戸惑っておりまして、いろんな方式があってもなかなか難しいなと考えております。

浦臼もそうなのですが、私もある程度勘違いした部分もあるのですが、町の助成金も、今浦臼店を一生懸命やってくれている方に助成されているわけではなく、そういう建物を建てた人というのですか、そういった方に全てが回っているなという思いはあったのですが、その辺もいろいろ私は問題があるかなとは思っています。

結局、今回のこの部分で、町が助成を全くしていないとかそういった場合ではコンビニの質問は出すべきではないという気はしたのですが、町として企業を誘致したり立地したりすることによって運営してもらおうと。本来であれば経済効果があるだろうということですから、この部分でやっぱり、深川といいますか、これ私も勘違いしたのですがフランチャイズではローソンの本部があって、さらに今回みたいな共同で

やるやり方で、この方がおそらくローソンにロイヤリティといいますか、前貸しみたいな、そういったものを払ってローソンからいろんな教育や物がある程度確保しているという形になっているのだろうと。

おそらく今回、浦臼でやっていただいていた人は全くその部分とは関係なく、自らが一生懸命頑張ってやってきて、その部分の難しさがあったのかなという気はしてます。

ふと考えてみますと、コンビニの無い町ってありますよね。北海道で唯一コンビニが無いのが幌加内町と神恵内村だそうです。そうなのかと思いましたが、なぜ無いのかということですよね。経営戦略などを私も見ていて分かったのが、セイコーマートというコンビニがあるのですが、あそこは179市町村で出来ればやりたいと。今が174市町村だったかな。それで出店していないのが浦臼も入りますし、神恵内も入りますし、それから幌加内も入りますし、更に、セイコーマートが出店していないのが隣町の月形町です。なぜかなと思って見てみたら、月形町はセブンイレブン、ローソン、それからファミリーマートと3店舗あります。ここになぜセイコーマートが入らないかということです。中身を見ますと、セイコーマートは結局、その町の経済基盤を壊してはいけないということ、それからその町の発展に差し障るようなことはしてはいけない。それから、競合するようなものを出してお互い潰れるわけにはいけないので、その辺を考慮していろんな町に出店しているという部分があります。なので不思議なのですが、月形町に無いのはそこが理由だそうです。

こういうことを考えたときに、浦臼町に出していただけたのは大変うれしいことで、結局セイコーマートも入ってこない、ファミリーマートも入ってこない、セブンイレブンも入ってこないところにローソンが入ってくれたということに関して、やっぱりうちの町はどうだったのかなと。来てくれて経済効果があったのかどうか、それはあつただろうと考えたとき、どうすればよかったのかを考えるべきだったとは思っています。

今、休業となっていますが、町としてこういった助成金がありますから、共同で行われている方とその辺をしっかりと話さなければならないと思うのですが、やっぱり町としての責任、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（小松正年君）

どうですか。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

責任の部分が、どういうことに対しての責任なのか把握出来ないところがありましたけれど、今お話にありましたように、町の企業立地促進条例自体が、あくまでも出資者に対する支援ということで、支援内容も出資額に対して最大2割ということで規定されておりますので、それ以上のことは出来なかったというのが現状でございます。

当然、その規則が出来たときにフランチャイズというものが頭にあつたかというのは、今の段階でははっきり分かりませんが、出資者がその地で雇用するなり、当

事者が営業を行うという前提で制度設計がなされたという事実でございますので、今回につきましては、経営者自体は対象にならなかったというのが現状でございます。

責任というのはどのことに対する責任とされているのか、もう一度もし再質問していただけるのであれば、細かくお話をいただきたいと思いますけれども、制度上、行政として出来る対応はそこまでだったというのが現状でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員

○6番（静川広巳君）

要は、責任というのは結局、町が助成していますよね。それで今は休業していますが、もう店自体をやらないよと、ずっと閉店してもうやりませんとなったときに、結局町が助成した会社は、お金はもらって建てたけれど、もうやりませんよということでは、それでいいのかどうかという問題です。

要は結局、その部分でフランチャイズも含めてなかなか考えつかないようなことがあったのかなと思っていますし、今回、雇用促進助成金は払っていませんね。私はてっきり付きものとして、ローソンなどはロイヤリティをもらう代わりに研修に行かせますよね、そういった部分であるのかなと思ったのですが、そこは私のちょっと勘違いですが。

逆に今、町の事業として経済効果があったのかどうか。それから町に対して、出資しただけのきちんとした経済効果が、税金が戻ってくるのかどうかという話にもなってきますから、その辺はやはり、出資した以上は浦臼町にも何らかの効果もあるべきと考えますから、そこを考えた場合には、例えば今回は雇用促進助成金は払っていませんけど、逆にこれ、一生懸命やってくれていた、運営してくれた方にこれを助成すべきだったと思うのですよ。

そういう仕組みを作っていないと、これから企業誘致なり店をやってくれる人に対して、これ何もなかったらあれだなという気はしてます。おそらくこれ、ちょっと分からない部分もあるなと思ったのですが。これ、確か固定資産税とかも何年か免除していませんか。そういう面もありますし、結局第三者である一生懸命店をやってくれた人には全く恩恵がない部分があって、そういった部分で私は詰める意図はないのですが、逆に言えばそれをオーナーといいますか、深川の法人に対してやっぱり一生懸命後釜を見つけるとか、そうった部分の努力をすべきではないかという気がするのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

何点かあったかと思いますが、最後の部分、深川のオーナーが次期経営者を選定するのに努力すべきではないかというお話でしたか、そのようにお聞きしましたが、私はそこまでローソンの方とお話はしていませんけれども、あくまでも次期経営者の方を探すのはローソンの役割と聞き取ったところでございます。

それから町にとっての経済効果ですけれど、税金、特にたばこ税という意味では本当に大きなものがあつたと捉えています。当然、町にとっても税金という意味では経済効果がありますし、何よりもやはり、町民の方の利便性という意味では、今のこの時代にコンビニは欠かせないものの一つだと考えておりますので、経済効果プラス町民の方の利便性という意味で本当に貴重な、重要な施設だったと考えているところです。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、次の質問をお願いいたします。

○6番（静川広巳君）

あんまりやるとあれなので次の質問に移りますが、結局たばこ税も払っていただけたのですが、一生懸命頑張ってやってくれた人がいたから払えただけで、深川の法人が一生懸命頑張ったのかなという気はしないので、結局そこに全く町の恩恵がないという話をしただけなので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それでは、二つ目の質問をしたいと思います。教育長に質問したいと思います。教育課程柔軟化サキドリ研究校事業の現状ということをお聞きしたいと思います。

令和8年に浦臼小学校がサキドリ研究校に指定され、指定期間は令和8年度、令和9年度の2か年において、多様な個性や特性を背景とする子どもたちの、一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進するため、各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等に充当出来るとしております。

学校が子どもたちや地域の状況を踏まえ、何のために、どのような学びを創り届けたいのか、という視点で教育課程を編成することが重要とされております。浦臼小学校のサキドリ研究校事業の現状と課題点、子どもたちの様子や変化について、更に先生方の対応指導が変わってきているのか、と考えております。また、教育委員会による支援や指導はあるのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

サキドリ研究校事業についてでございますが、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討の中で、「調整授業時数制度」についての検討もなされているところであります。

調整授業時数制度では、それぞれの学校において、各教科等の標準授業時数を下回って編成することを可能とし、生み出した時間を①他教科等への上乗せ、②児童生徒の実態を踏まえた上で学校が必要とする学習活動に充てる、③教育の質の向上を目的とした授業改善につながる組織的な研究・研修に充てる、④特に必要な教科を新設す

る、などの多様な取り組みに活用出来るようにすることとしております。

調整授業時数制度につきましては、児童生徒に対しては、現状の硬直的な教育課程では「多様性」に対応することが難しくなっており、子どもたちそれぞれに適した教育を提供するための柔軟性を持った教育課程への期待や、教職員に対しては、「余白の創出による質の向上」が図られるものとしております。各学校が特色ある教育課程を強みとして捉えて学校づくりが出来るよう後押しするものとなっております。

次期学習指導要領は、小学校では、令和１２年度から完全実施される予定となっており、調整授業時数制度導入後の円滑な制度実施に向け先行して試行する「サキドリ研究校」として、全国で４００校、道内では９校が指定され、その中の１校として浦臼小学校が指定されたものでございます。

浦臼小学校では、目指す学校像としてグランドデザインを設定しており、グランドデザインを基にしたサキドリ研究校事業での実践内容を、教育課程の柔軟化による「自己調整力」の育成としていくところです。

浦臼小学校の児童には、仲間と協働しながら前向きに学習に取り組む良さがある一方、学習したことを振り返り次の学びに生かすことなどに課題が見られるという認識から、学校経営方針を「自ら考え、判断し、他と協働しながら舵取りする力（自己調整力）を育む学校」とし、その解決に向けた実践内容を「日課の工夫と裁量の時間の創出」とし、各教科の授業時間を４５分から４０分に短縮し、生み出した時間を活用し、児童には毎朝１時間目の前に２０分間の「チャレンジタイム」を設け、教職員には毎週水曜日の放課後、研修・事業改善のための裁量的な時間を設定し、自立した学習者を育てる効果的な４０分授業の在り方について研鑽を積んでおります。

チャレンジタイムの全体計画として、重点化する教育目標を「働く子ども」とし、身に付けさせたい資質・能力を「自己調整力」とし、目指す子ども像を「目標をもち、自ら学びを調整出来る子」としており、自己調整力を構成する要素として「目標設定力」「計画実行力」「振り返り力」「工夫創造性」の四つの観点を位置付け、１週間のサイクルの例といたしましては、月曜日、目標設定、火曜日、計画づくり、水曜日と木曜日、チャレンジ、金曜日、振り返りなどとしております。

取り組む課題につきましては、「学習」に関することや、興味のあるテーマを深掘りする「探求」、学級活動と連動した生活習慣や行動の改善などの「特別活動」などのテーマの中から、児童が選択します。自ら目標を設定し、行動計画を作り、実施し振り返ることによって工夫創造性を育み、自己調整力を身に付けさせようとするものでございます。

また、授業時間を４０分に短縮したことで、「質の高い学び」を推進するため、ＩＣＴを有効に活用し、児童の思考・対話・振り返りに時間を特化すること、教員は児童に「委ねる」場面と教員が「適切に支援する」場面を明確にし、児童が主体的・協働的に学ぶ授業への転換を図ることとしております。

以上が浦臼小学校でのサキドリ研究校としての取組内容となりますが、４月からの運用でまだまだ手探りなところもございます。課題点や教職員の対応の変化などはこれから出てくるものと思っておりますが、８月１９日に浦臼小学校が文部科学省のヒ

アリングをオンラインで受けており、その時の説明の内容の一部でございますが、現時点で見受けられる変化につきましては、児童にあっては、昨年度まであまり取り組まれてこなかった「振り返る」「次をどうするか考える」ということが少しずつ習慣化されてきたこと、また、教職員にあっては、振り返る指導や助け合う指導、粘り強く行う指導が出来ている、学校目標と教育活動全般と授業改善が結びついてきた、教職員同士声を掛け合い、研修会に参加しようとする空気が生まれたなどが挙げられております。

一方、課題につきましては、児童にあっては、依存心が強く、自力で粘り強く取り組むという姿勢が不十分な面が見られること、教職員にあっては、チャレンジタイムでは自己調整力育成の要素について意識的に取り組むが、授業においてはなかなか取り組めていない、自己調整力の育成に関わるキーワードであり、今年度の浦臼小学校の研究テーマである「学び方を学ぶ」ことについて、教職員がまだ十分に理解出来ていないなどが挙げられております。

また、教育委員会からサキドリ研究校に対しての直接的な指導は行っておりませんが、定期協議会を開催し、空知教育局や道立教育研究所等に参加いただき、浦臼小学校への指導、助言をいただいております。また、学校運営全般に関する支援や、本事業により変更になったスクールバスの運行や、放課後子ども広場の開設時間拡大などの支援を行っており、今後も必要な支援や指導を適切に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

ありがとうございます。

実は質問した私が言うのも何ですが、大変難しい答弁いただきましてありがとうございます。こういう研究部分というのは難しいものですけど、結局過去に私、6月定例会でしたか、サキドリの前に時間の編成とかいろいろやったらどうですかという話をしたことがあります。その時に45分を40分にして、余った時間で何かしたらいいのではないですかという話をしたことがあるのですが、結局その5分間の短縮、短い5分ですけどされど5分と、積もり重なればかなり大きな時間になると思うのですが、その部分の使い方をどうするか、ということだと思うのですよね。

私も小学校に孫がいっぱいいるものですから、見ていてあんまり変わってないというか、まだ期間が短いのであまり普段とそう変わっていないのかなと。振り返りも含めて、学校の授業も普通にきちんとしているだろうしと、この間の地域参観に行ったときも、きちんと一生懸命やっているなという気はしてますし、その辺をサキドリにしてどうなったのかが、なかなかまだ短い期間で結果が分かっていない。この辺、教育長としてどう見ているか。まだ短いのですが、子どもたちの反応などをどう見ているのかなと。

その辺ちょっとお聞きしたいのと、私が思うのは、チャレンジの部分というのでし

ようか、ここの部分であります。課題があるということで、チャレンジタイムの中でやっぱり自分が何をしたいかわからないというところ、ここはやはり先生方も含めて、逆に何かをあてがうことも必要なのかなと。私は孫を見ていて、こういうのをやってみたらと個人的に思っているのは、今すごい流行している、マイクラってありますよね。テレビゲームみたいな。あれを私もちょっと見たのですが、すごいなと思っていまして。ああいうものをあてがったら、子どもたちはそれにすごくのめり込んだりするのかなと。ですから、逆に試験的にそういった課題を与えとか、そういったものが必要なのではという思いを持っています。子どもたちを見ていて、されど5分なのですが、その辺の教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本町教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、このサキドリ研究校、子どもたちに必要な資質・能力ということで自己調整力、これを育みたいというのが一義的なことでもあるのですけれども、実はそのための余白を生み出すために5分短縮するということで、45分授業を40分でやることで教職員の授業改善の部分が進むのではないかとということも、とても期待されています。

ですから、時間を短縮して45分を40分にすることはそれだけ授業にも工夫が必要で、そのためにICT、タブレット等を活用して、従来はプリントを配っていたところをタブレットで配信すればそれだけでも時間が短縮になりますし、今まで手作業でやっていた部分も時間が短縮出来ることから、相対的な中身もそうですが、授業改善が一層進んでいくことを望んでいます。

サキドリの取り組みについては、文部科学省からのヒアリングを受けた後に学校で子どもたちや先生にもアンケート調査を実施しておりまして、自己調整力についてのアンケートの結果ですが、やっぱり先生方の評価と子どもたちの評価がかなりまだ離れている部分があるということで、子どもたちは出来ていると認識しているのですけれども、まだ教師はそうのように認識していない部分もありまして、これからまだ改善をしていかなければいけないのかなという部分があります。この間、教育局や道立研究所を交えた2回目の協議の中でも、今は個人個人が課題を見つけて個人で解決していく、そして振り返るというような作業をやっていきますけれども、例えば集団で取り組んで、個人の資質・能力を伸ばすという方法もこれから検討していかなければいけないねという話も出ております。

いずれにしても、先ほど申しましたようにまだ手探りの状況ですので、これから教育局や研究所の力も借りながら、良いものにしていきたいと思っておりますし、おそらく令和12年からはほとんどの学校がこの取り組みをやるでしょうし、13年度からは中学校も次期学習指導要領の完全実施ということになりますので、私としては中学校にも取り組んでいただきたいなと思っていますところですので。そのような感触を持っ

ております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

これによって、D Xと言われていた部分、要はG I G Aスクール、タブレットとかインターネットを使つての授業をやっているのですが、この部分で教職員も子どもたちもですけれども、これによる授業での影響みたいなものが出てくるのか、出てきているのか、その辺は変わらないよというのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

影響は出てきていると考えております。授業全体を通してずっとタブレットを使いっ放しということはないのですが、それぞれやはりどこかでタブレットを使っていますし、3年生からはローマ字も習うということで、タイピングについても学習しています。ちょっと名称を忘れましたが、それぞれが入力をして、それぞれの考えを画面で、他の子の考えも見られるというような部分で対話的な学びに活用が来ていますし、おそらくこれを考えると、浦臼小学校は1クラス10人程度ですけれども、例えば遠隔で他の学校の子どもたちとこの授業をした場合、他の子どもたちがどんなことを考えているかというのが、10人ではなく40人とか50人とか、他の人はこういうことを考えているというようなことも学べるのかなと思いますので、もっとも活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、昼食のために休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時27分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中の答弁をさせます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

先ほど柴田議員のご質問にお答え出来なかった箇所でございますが、まず虫食いとなる筆数でございますが、総数132筆のうち7筆と考えてございます。こちらがい

わゆる完全な飛び地となる箇所でございます。

そして2点目の、購入希望者ということでご説明をさせていただきますが、先ほどのとおり、鉄道用地隣接者104名中、現在で42名の方と把握をしております。なお、購入希望者としての聞き取り上は47名でございますが、先ほど申し上げましたとおり本年の5月までに直近の方、測量した関係で接触をさせていただいて、5名の方については希望用地が当町が所有すべき用地であったことから、事情を説明させていただきまして、こちらの42名には含んでいないものでございます。

また、令和4年度の聞き取り後ですが、大変申し訳ございません。その後聞き取りの方をしておりませんので、意向に変化がある可能性もありますので、希望者数につきましては今後の聞き取りにおいて増減する見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは発言順位5番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

令和8年第3回定例会において、町長に質問をさせていただきます。子育て支援の町宣言に向けてということであります。

全国的に少子高齢化の状況は今後ますます進むことが想定されます。今現在の浦臼町の現状を見たとき、浦小でも既に五、六年生において複式学級の対象となっておりますが、町の予算にて教員を1名増員され単独学級として対応されていることには評価をするところであります。来年度以降は各学年も対象外となることが想定されます。しかしながら8月24日現在、浦臼町の未就学の子どもは6歳が6名、5歳が8名、4歳が11名、3歳が8名、2歳が8名、1歳が4名、0歳が3名の合計48名となっています。複式学級の基準として2学年合わせて16名以下となっています。間違いなく今後は複式が想定されます。

本町においては、子育て支援においていち早く手厚い支援をされてきましたが、今ではどこの町においても同じ支援がされています。しかしながら他町においては、町外に向けてのアピールに力の入れ具合の強さを感じられます。以前に同じことを一般質問させていただきましたが、その時の答弁にはホームページに掲載されているとのことでしたが、今になっては興味を持たなければ開いてはくれないものと考えます。今後においては、自然と視野に入ってくる要素が求められると考えます。

私の考えとして第1点として「ゆりかごから墓場まで」これはイギリスの社会保障政策で、高校の授業で習ったものですが、ぜひ浦臼町においては「ゆりかごから大学まで」をキャッチフレーズとした政策で、大学入学時においてお祝いとして入学金を支援拡大してはと考えます。

第2点として、役場庁舎の壁に「ゆりかごから大学まで子育て支援の町宣言」との懸垂幕と、275号線に同様の看板の設置をしてはどうか。

第3点として、町発送の封筒にこの宣言の文言を印刷し、その裏に子育て支援の内容を印刷することにより、自然に視覚に入ってくると考えます。また、町のクリアフ

ファイルにも同様の印刷を入れるなど、大胆かつ積極的な計画が今後必要と考えるが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長

○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

現在、子育て支援につきましては、浦臼町子ども子育て支援事業計画により、こども家庭センターを中心に役場内及び関係機関団体と連携をとり、妊娠前から個別のニーズに応じた切れ目のない、きめ細やかな対応を展開しています。事業内容につきましては、住民が分かりやすいよう「うらうす子育てガイド」という冊子にまとめ、毎年更新を行い満18歳未満の子どもがいる世帯に配布しているほか、転入者への手渡しやホームページへの登載、SNSのXにおいても記事を投稿するなど、様々な手段を用いて情報発信に努めています。

ご質問の1点目の大学入学時の入学金支援につきましては、令和3年第1回定例会におきまして、野崎議員より大学生への町独自の奨学金や助成金制度の創設についてご質問があった際にもお答えしましたとおり、高等学校以降については様々な選択肢がある中で、大学に進学する方に限定し支援することは、平等性という観点から難しいという考えに変わりはありません。

2点目の「子育て支援の町宣言」については、これまで議員から平成29年、平成30年、令和4年と3度にわたり同様の提案をお受けしていますが、その際にもお答えしましたとおり、子育てはもはや単一の自治体が先んじて行う施策ではなくなってきました。こども家庭庁が設置され少子化対策を国策として取り進めることとしておりますので、現時点で改めて町として宣言をする考えは持っておりません。また、懸垂幕や看板につきましても同様の考えでございます。今後とも、SNS等を活用してホームページの閲覧につながるよう、積極的に町内外への情報発信に努めてまいります。

3点目の封筒やクリアファイル作成につきましては、町が独自事業として実施している子育て関連事業を紹介し、町をPRする有効な媒体であると認識しております。子育て支援に特化した取り組みではございませんが、役場の封筒や今年3月に作成しましたクリアファイルには、既に公式ホームページや各種SNSのQRコードを印刷しており、それぞれのサイトに誘導し、情報を得られる仕様となっております。引き続き、更新のタイミングに合わせて細やかな情報を発信出来るよう改善を図ってまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

ただいま答弁をいただいたところでもあります。大学への進学については、平等性という観点から特に手当てすることは難しいということですが、基本的に平等といっても、本当にそこまで完全に出来るのかと。いろんな浦臼の施策があるわけですが、子どもがいる世帯に限り支給しますとか、子どもの2人目、3人目から支給しますとか、そういうメニューもあると思うのです。平等性を考えたら、そういうことは出来ないと思いますよ。入学のお祝い金だとかそういうのは、平等性というのは考えないで、施策として考えなければならないと思います。これがやはり町長の政治家としての手腕の見せどころでないかなと自分は捉えているところでもあります。

国の政策によって進めるべきだと言っていましたけれども、これは皆、全国どの町でも同じことでありまして、しっかりとそこは町単独でもやっても問題はないところなのです。近隣市町村においても、しっかりとこういった施策のアピールもされているところもありますし、特に南幌町においては、移住した子どもたちがその後、町の企業にも務められるよう、企業誘致にまで発展して結びつけてやっている、それが施策なのです。平等性を考えたらそういうことは出来ないけれども、やっぱりそこは独自の施策として手腕を発揮するところではないかなと考えますけども、その点について町長の考えを伺いたいと思っております。

第2点として、今回もまた子育て支援の内容はSNSとかそういうホームページに、同じようなことも書かれているわけなのですが、これはやはり見ないと分からないのです。そこを引き出すために何をするかというのが、またくどいですけど施策なのですよね。ただ書いてありますよといってもそう簡単に見てくれる人はいません。浦臼町に興味を持たなければ、見てはくれないのです。浦臼町においても高齢者もおりまして、いろいろな時期に子どもたちも帰ってくるわけなのです。その時に封筒が一つあるとかクリアファイルがあったときに、何かいろいろ書いてあるなと思って見たときに、浦臼町にはすごい施策があるのですねということで、自然的に目に入ってくるような形で持っていかなければ、なかなか効果も現れてくるものではないと考えています。

なぜ私が過去3回も質問しているか、今回4回目にもなるのですけれど、結局効果が全く見られてないのです。全くはちょっと語弊があるかもしれませんが、やはり今後の未就学児童の数を見ても、複式学級になるのはもう間違いない、当然のことではないかなと考えているところでございます。やはり自然な条件で、高齢者の方にも目に入るような、そういう施策が必要ではないかなと考えているところでございます。しっかりとその辺を町に考えていただきたい。

また、こういった大学に関してですが、飛躍的な考えをしますけれど、では大学を出て浦臼町に、役場でも地元の企業でも就職してくれたのならば、今度は授業料の半額を免除してお返ししてあげましょうと、それも施策だと思います。基本的に恵庭の方でもそうです。文教大学なのですが、大学生を集めるために、大学の法人が恵庭の高校生に、文教大学に入っただけたら入学金を免除しますというような、そういうような施策もどんどん打っている市町村もあります。そういった方向から、やはりただホームページ見てくださいではもう、これはどこの町でもやっていることなの

で、しっかりと視覚に入るように訴えていけば効果が現れると思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

一番最初におっしゃられた大学だけに限定しての支援というのは、私たちとしては平等性が確保出来ないということでお話してきたところですけど、では全ての補助制度で平等性が確保されているのかということですが、今、私がほかの全ての補助制度につきましては確保されていますよとはっきり申し上げることもちょっと出来ないところではありますけれども、あるいは一般的に考えて大学だけというのは、本当にどうなのかなという思いはあります。例えば専門学校という選択肢もありますし、当然就職という選択肢もあります。その中で大学だけというのは、個人の判断によるところが大きいのかもしれないですけど、全ての人がこれは平等性を欠いていないと言い切れるかというのは、私の今の考え方ではちょっと難しいのかなと考えております。

ですから、高校卒業したことによって、社会に何らかの形で出ていくという意味での祝い金的なものでしたら平等性はあるのかなとは思いますが、やはり大学のみ限定してというのは、一般的に考えてちょっと平等ではないのかなと考えているところです。

宣言等を含めて施策をアピールしなければ人の目には付かないということでお話をいただきましたが、そのとおりだとは思っております。先ほどからSNSを通じてということは何度もお話をさせていただいておりますけれど、やはり今の時代、若い世代が一番目にしてくれるのはSNSということになりますので、当然そこは大事にしていかなければならないところだと思っております。

今、お話を聞いておりまして、子どもを増やすためには当然若い世代に移住してもらわなければならないということにもなりますので、そうすると子育てだけではなくて、その他の就業の場ですとか住宅の環境ですとか様々なものがそろって、若い世代が入ってきて、そこに子どもが設けられるというような流れ、一連の流れが充実していかなければ、なかなかそれは実現出来ないのかなと考えているところです。

当然子育て自体、重要な施策ではあるかと思いますが、移住政策と合わせた形でやはり進めていかなければならないという思いもありますので、全体を含めた中で検討させていただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中議員。

○5番（中川清美君）

これ質問ですから、4年かかるから大学までと言ったわけですけども、当然専門学校もありきだと思いますが、なかなか子育て支援宣言をした町はあまり無いのです。

北海道にも、この近隣にもありません。するにしろどれだけ経費かかるのかということです。看板設置するのもどれだけ経費かかるか、懸垂幕もどれくらいかかるのか、知れてると思いますよ。だけどその効果はまだ期待出来ると思っておりまし、費用対効果は高いものがあるのではないかなと考えているところでもあります。

私も来年3月までの任期ではありますが、しっかりと今与えられた期間において、これだけは言っておきたいという意味で私も今回、4回目ですけども質問を起こしたところでもあります。大学支援というのはなかなかすぐ一朝一夕には出来るものではないと思います。この辺は来期に向けてもしっかり考えて継続して行っていただきたいなと思っております。

再々質問としましては、是非とも役場の前の懸垂幕・看板、これぐらいはしっかりとやってアピールをしていただきたいなと。それを来年度の予算の方にきちんと位置付けていただきたいと、最低限度これだけは譲れない私の考えでもありますので、一つ何とか来年度予算に向けて頑張っていたいただきたいなと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

どう言えばいいですかね、ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

先ほども言いましたけれど、やはり子育てだけ充実していても、職場環境であったり住環境であったりも全てそろって初めて移住が伴うと考えておりますので、そこだけに特化するのはどうなのかという思いもありますので、強いご意見としてお伺いをさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小松正年君）

それでは、2点目の質問をお願いいたします。

○5番（中川清美君）

2点目といたしまして、教育長の方に浦臼小学校脇の松の木の倒木についてということで質問をさせていただきます。

浦臼小学校脇の旧線路横にある松の木が中腹より折れた状態で倒れており、幸いにも人災は無かったわけなのですが、スクールバスが出た直後の倒木とのことで、極めて大きな問題と考えております。周辺には他の松の木が4本あり、おそらく同じ樹齢と思われます。今回の倒木状況を見たとき、全く有り得ない折れ方をしており、残りの松もいつこのようなことが起こるのか、また、これから迎える台風や積雪に耐えるかと考えたとき、待ったなしの伐採が必要とされます。

倒木当時の状況とその原因、今後の対応について質問をいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

河本教育長

○教育長（河本浩昭君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

浦臼小学校の自転車置き場の裏にある松の木１本が、４月２１日強風により木の中腹より折れ、自転車置き場に落下したものでございます。当日は午前９時頃から平均風速１０メートルを超える強風が吹いており、１３時過ぎに倒れたものでございます。

倒木の発見後、学校及び教育委員会の職員が倒木の処理を行いました。その際、木を確認したところ、アリなどの食害による空洞や腐食などが無かったことから、更なる倒木の緊急性は低いと判断したところでございます。今回のご指摘の「待ったなしの伐採が必要」とのことですが、当該松の木が果たしている役割や、高くなりすぎた木の剪定などを考慮し、今後の維持管理について、伐採も含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

中川議員。

○５番（中川清美君）

今の答弁の中で、木を確認したところ、アリなどの食害による空洞や腐食などが無かったと、それで危険性は低いということなのですが、これ逆なのですよ。無いのに折れたから、他の残りの４本も倒れる危険性があるのですよ。これ同じ状況だと私も考えます。まして松の木は、自転車小屋のすぐ際にあって、やはりこれから台風、また本当に積雪で折れますよね。また、松の木も、根っこが自転車小屋の方にも入っているのです。その根っこがもう上がってきて自転車小屋を持ち上げようとしているのですよね。そのような状況から見ると、やはり自転車小屋も今度は傾いてきて、そのうち大きな被害が出るのではないかなと考えているところでもあります。

だからぜひ、いずれは木は倒れるものでありますから、そういった被害が出る前に、子どもの安全も考えた上でやはり待ったなしの伐採という表現を私もさせていただきました。しっかりこの辺も考えてやっていただきたいと思います。しております。

また、私も一度外側を見たわけなのですが、町の史料館がありますよね。あの脇にもヒバの木、４０センチぐらいの径の木もあるわけなのですが、その大きい木の根っこがもう腐っているのです。そしてそれはグラウンド側にちょっと傾いているので、これもやはりグラウンド側に倒れる恐れは十分あると思います。１メートル５０センチ以上のヒバの木も、グラウンドの方に傾いているのが何本もあります。

また、国道側を見ると１本、オンコの木でしたかな、木があるのですが、それにサッカーのゴールを絡めて縛りつけてあるのですが、あれは何のためにやったのか、倒木防止なのか。ちょっと見ても非常に安全上よろしくないなど。それから枯れた藤の木もありますし、そういうやつはやっぱりすぐ撤去するなり考えられた方が良く、また、遊具もあるわけなのですが、その近辺には背の高い木もあります。それは枝を払うぐらいの処置をされても良いと考えているところでもあります。

全国的に見ても、桜の木が自然にいきなり倒木したとか、そういうニュースもある

わけなので、いつどこでそういう状況になるのか自然の木ですから分からないわけなのですが、やはり子どもを預かる立場としたら、最低限の安全確保をしてやるのが当然ではないかなと思っておりますので、グラウンド近辺の木の対処方法についての考えも聞かせていただきたいし、当然松の木も、伐採を即座に実行するなどの対処法を求めたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの中川議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、松の木ですけれども、当日は10メートルの風速ということをお答えさせていただきましたけれども、おそらく一時的にはもう30メートルぐらいの突風があったから、あのような形で中腹で折れたのだと考えております。それで、あのような折れ方をしたということは、地盤も良くておそらく根がしっかり張っているということで、倒れたのではなくて、このような折れ方をしたのかなと考えております。今後の対処につきましては、元々はおそらく防風林の役割で風を防ぐだとか、あとは冬の間は雪を防ぐというような意味もあると思います。ですから根元から切るのではなく、例えばその1本の木が折れましたけれども、例えばその高さに合わせて他の木も全部途中で切るというような方法もあるので、かなり下の方にも枝が貼っておりますので、そのような対応で風を防ぐだとか雪を防ぐというような効果も残るのかなと考えてございます。

それから史料館をはじめ、学校のグラウンドの周りに木がたくさんあるということで、これにつきましては腐っていたり虫による食害が無いのかどうかを1度点検をさせていただいて、対処方法を考えていきます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○5番（中川清美君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは発言順位6番、土屋慎一議員。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

私の方から、令和8年第3回定例会一般質問として町長にお聞きいたします。件名は道の駅リニューアルの現状説明を求めたいと思います。

道の駅のリニューアルについて、現在確定している計画と流動性のある部分をお聞きしたいと思います。

浦臼の道の駅は老朽化と使いやすさ向上のため再建計画が進められてきました。そのために、町としては懇談会、説明会や広報活動により、広く町民の意向を求めるこ

とを町として推進してきたということは理解出来ます。

しかし、実際に道の駅は一体どうなるか不安に感じている町民もいらっしゃる、この先どのようなになっていくのか分からないとお聞きいたしました。

そこで、改めて私の方から以下の質問をいたします。

第1、道の駅リニューアルのスケジュールはどのようなになっているのか。

2番目に、道の駅リニューアルで完成される施設はどのような建物、具体的にどのような図面になっているかをお知らせいただきたいと思います。

3番目、建築にどれくらいお金がかかるのか、また、補助金、町から出すお金というのは一体どれくらいなのかということを知りたいです。

4番目に、具体的に建物のレイアウトについて、公聴会や説明会に寄せられた町民の意見はどのように反映されて図面が作成されるのか。

5番目に、そもそも完成は出来るのか。

最後に6番目といたしまして、実際に建物が出来て運営するにあたり、収支の見込みは町としてどのように考えているのか。

この6点をお答えいただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長

○町長（川畑智昭君）

土屋議員のご質問にお答えいたします。

道の駅リニューアルにつきましては、これまで町民の皆様や生産者、関係団体、出展者などから様々なご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。

令和7年度には意見交換会やワークショップを開催するとともに、町民有志の方々から住民意見書の提出をいただき、施設の機能や規模、農産物の販売・加工、飲食、交流、滞在機能などについて検討を進めてきたところであります。

また、令和8年度においてはこれまでの検討内容を踏まえ、実施設計業務に着手し、具体的な施設整備に向けた取り組みを進めてきたところでございます。

ご質問の1点目につきまして、当初の計画では令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計及び既存施設の解体工事、令和9年度に建築工事を行い、令和10年4月のリニューアルオープンを予定しておりました。しかし、実施設計に向けた検討を進める中で、施設規模や建築内容などを踏まえると、新しい道の駅の工事を1年間で完了させることは現実的に困難であると、先月上旬、設計業者より指摘を受けたところでございます。今後の対応について内部で協議しておりますが、令和10年度への工期延長は避けられないものと判断し、議会並びに関係者の皆様に対し、改めて工期及び開業時期についてご説明させていただく機会を設けさせていただきたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、新しい道の駅につきましては、本町の基幹産業である農業を生かし、農作物直売所を中心としながら農産物の加工、飲食、交流、滞在などの機能を組み合わせた施設を基本としております。

施設には農産物及び加工品の販売スペース、飲食・テイクアウト機能、農産物加工施設、豆腐工場、トイレ、休憩スペース、交流スペースなどを配置する予定であり、町民の皆様にも利用していただきやすく、また、町外から訪れる方にも浦臼町の農業や食の魅力を感じていただける施設を目指しています。

施設面積につきましては、道の駅と農産物加工施設、豆腐工場を合わせて約1000㎡を予定しております。

また、外構につきましては、ドッグラン、イベントスペース、駐車場などを計画しており、駐車場は一般車両約113台、大型車両6台、車中泊スペース4台、EV充電用1台、従業員用4台の合計128台を基本として検討しているところです。

現在、実施設計中であるため確定したものではございませんが、平面図を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

3点目につきましては、現時点で約14億400万円程度の建設費を見込んでおりますが、実施設計の内容や物価等により変動する可能性があります。

財源には地域未来交付金を活用し、令和8年度の実施設計及び解体工事については、既に交付決定を受けているところです。

令和9年度以降の建築工事については、年度毎に交付金の申請を行い、財源を確保していくことになります。このため、事業全体の交付金額及び最終的な町の負担額については、現時点では確定しておりません。

4点目につきましては、これまで意見交換会やワークショップ、住民意見書などでいただいた、農産物直売所、飲食、休憩・交流スペース、子ども連れでも利用しやすい空間、農産物加工施設などの意見を基本設計の段階から反映してまいりました。現在の実施設計においても、いただいた意見を踏まえながら、利便性や事業費、維持管理費等を考慮して具体化してまいります。

5点目につきましては、現在、実施設計を進めており、財源の確保や関係機関との協議を踏まえながら、新しいスケジュールに基づき着実に事業を進めてまいります。

6点目につきましては、運営について指定管理者制度を基本に検討をしております。農産物及び加工品は委託販売方式、各ブースはテナント方式を基本に検討しており、水道光熱費についても各出展者の負担を基本としています。

指定管理料については、施設の水道光熱費、維持管理費、人件費等を踏まえて今後試算してまいります。

売上等の収入と維持管理費等の支出を見込んだ収支計画を作成し、ランニングコストを抑え、将来にわたって持続可能な運営が出来る施設を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

今、町長の方から私の一般質問に関しまして、丁寧にご説明いただいたところでございます。私の方から追加として二つお聞きしたいと思います。

まず一つは、道の駅のリニューアルに関しまして、あまりにも町民がその実態を知らないというところに私は問題があると思います。それは地域の方に、私は鶴沼地区ですからその地域の方にですが、道の駅はもうどうしようもならないでしょうとか、このままで行くのかいとか、いつ新しくなるのかいというお話を聞いたことがあります。

確かに町としては、分からないところを公式に発表することは出来ないかもしれませんが、それでも、あまりにも町民が道の駅リニューアルについて、興味を持っていないわけじゃないのですが、知らないというのが現状でございます。町としては、懇談会、それからワークショップ、そしてSNS、ホームページ、町広報を使いまして皆さんにアピールしているということは分かります。しかしながらそれが伝わっていないということは、やっぱりやり方を違う方向から進めていかないと、周知徹底が出来ないということではないかなと私は思うところでございます。

近年、若い人はSNSを活用いたしまして、いろんな情報収集をしております。当然のことながら、町のホームページ、そしてSNS等で町としてはいろいろと発信していただいている現状がある中で、それを見れない方々、スマートフォンやインターネットを常時使っていない方々に対してどうアピールしていくかということは、それはきっと、町として十分にやっているとは言えないのではないかと思います。

多分、みんなが知りたいところなのですけれども、それを知る機会が無いとか知る環境に無い方々が、どうなるか分からないと不安に思っているところだと思います。

1点目の追加質問といたしまして、これだけやっているよということではなくて、もっと町として、分からない人に対してこういった提示の仕方、町としてはこれだけやって、道の駅はこうにしますよという、そういう広報活動をどう考えていくのか。それどころか全く興味がないけれども、地域に住んでいる方にも分かっていたくというような、そのような行動をこれから町として起こせるか、アクションが起こせるか、そのことをまず聞きたいと思います。

それから追加質問の2点目といたしまして、当然のことながらいろんな方にご意見を聞きながら、町だけで決めたわけではなくて、地域の住民といろいろと懇談会を持って話を進めてきたということは、私もそうだと思います。しかしながら残念なことに、その公聴会、それからワークショップに参加された方に、いや土屋さん、道の駅どうなっているのですかと聞かれたときに、その方が言われておりましたのが、せっかくあれだけ話し合いをしたのだけれども、その後になんとなったかという通知が全く無いと。あれだけみんなで話し合って、こういう道の駅にしたらいいよねという話があったのだけれども、それ以降、ワークショップに参加した人に今はなかなか決まらないけれども、ここまでは進んでいますよといった説明が全く無いから、どうなっているのですかという質問を受けました。

それから一つ目の質問と重なるのですけれども、せっかくやったのならそれを生かせるように、懇談会を開いたとかワークショップをやったという事実を残すだけではなくて、それをどう生かしてどう伝えていくかが私は大事ではないかなと思います。

新しく建物が建って道の駅が新しくなったということで、当然のことながらオーブ

ンしたらみんな珍しいと思って来られると思います。でも、それは本来の道の駅の役割ではないと私は思います。本当の道の駅の役割というのは、当然のことながら1回来た人でもまた浦臼の道の駅に寄りたいなとか、そこに出版している作物とか商品を買いたいなといった、そういうリピーターの方がたくさん来られる、そういう未来が道の駅にはあると思うのですけれども、その前段階で町民にも知られてないことがたくさんあったりとか、まだ不確定でこれは町としては出せませんというところで、もう解体、そして図面がといったところでは、ちょっと計画としてはあまりにも寂しいなと私は思います。

昨年秋口に3地区で町政報告会があったときに、私は鶴沼の報告会に参加させていただいたのですけれども、その時点でも実は道の駅のことについて質問させていただきました。これからどうなるのか、道の駅は本当に出来るのか、きちんとしたやつが、みんなが建てて良かったねというような建物が出来るのか質問をさせていただいたのですけれども、その時はまだ不確定な部分、それから補助金がどこからいただけるかといったことが確定してないから、まだ分からないのですという回答がありました。あれからもう半年以上が経っております。いまだに道の駅どうなのと心配している地域住民の方がおられるという現実があると、いくら一生懸命やっていたとしても伝わっていないと捉えるしかないと思います。

頑張っていたきたいのですけれども、やはり町長をはじめ浦臼町全部を挙げて、この大きな事業をただ単に建物を造るだけではなくて、建物ですから形あるものは必ず壊れるのですが、ずっと長く町民、それから他の地域の方からも愛されるような道の駅にしてもらいたいと。広報の部分に関して一層のやり方、進め方というのをまず一つと、それから広報の部分にも重なるのですけれども、これから本当に具体的な実施設計が出来て、すぐ町民の皆さんに知らせて、道の駅がどのようになるか、公聴会、ワークショップによってこういうところがここに生かされてますよという発信を、町として町民に出来るのかを、追加質問としてお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問は2点というお話でしたけれど基本的には同じ、広報・PRについてのお話だったかと思いますので、そういう形でお答えさせていただきたいと思います。

去年、令和7年につきましてはワークショップであるとか、参加者を限定しない全町民向けに募集をかけて開催したワークショップ等を何度か、去年は開催させていただいてきたところです。

更に町民の方自体がお集まりになられて意見交換をされて、それを集約したものを意見書として町にも提出いただいたということで、本当に町民の方の関心が高まっているなという思いは昨年持ったところでございます。

去年1年間に提出していただいたご意見をベースに今年度の実施設計に着手したところではございます。既に去年ご意見として伺っていたものですから、今年新たに

ご意見を伺う機会は設けていなかったのは事実でございますし、そういう機会が無いために現状の報告をする機会も無かったという形で、議員ご指摘の状況が生まれてきたのかなと思っております。

去年と今年は確かに状況的には違うものですから、今実施設計をやっておりましてまだまだ途中の段階ですから、今はこうですという中途半端なものを提示するというのが、なかなか役所的には厳しいところもありまして、そういう機会は設けておりませんし、広報もしてこなかったというところではございますけれど、今日、今の段階でのご図面をお渡ししたように、将来変わる可能性は高いですけれど、今お示し出来るのはこれですという形で、提示することも当然可能ではありますので、これから、もう1年も経ちますけど、まちづくり懇談会を今年も予定しておりますので、もう既にその場で議題にするようにということで指示を出したところですけど、本当に中途半端なものを出しづらいという意味で、今この時期になってしまったわけですけど、町民全ての皆様が来ていただけるわけでは当然ありません。本当に最近出席も本当に少なくなってきましたので、直接その場で見られる方は少ないのかもしれないですけど、出せる範囲の資料も後で配布するような形で、現状をお伝えする工夫はしていきたいと思っています。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

今お話があったのですが、今までのことをほじくり返してももう元には戻りませんので、これから完成にあたりまして、町の方でどのように情報を出していくのか、それから不確定なところを出して、いや、出来上がったら違うじゃないかと言われることもあるかもしれませんが、結果を町民の目に見えるような形で、例えば特集を組んで、今の道の駅リニューアルは一体どうなっているかという特集を1ページでもいいから取って、広く町民に計画を知らせる、知っていただくことが大切なことであると思います。

答弁はいいですので、そのことを切に願って私の質問とさせていただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

それでは発言順位7番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

令和8年第3回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。私からは町長に、町内会長の業務緩和に向けてということで質問させていただきます。

近年の各種団体は、どこもなり手不足が進み対応の厳しさを増しております。町内会長もその一つであり、各町内会も頭を悩ませているのではないのでしょうか。

なり手不足には様々な要因があると思いますが、会議の出席等出番も多く、負担の重さが担い手不足の一因ではないのでしょうか。特に大きく考えられるのが、活動時間

と充て職の多さであると感じます。活動時間に関しては、会議等が平日の日中であること、また、充て職も多くあることから更に活動時間は伸びると考えます。

町内会は防災、防犯、環境美化、見守りなど、地域を支える大切な役割を担っています。しかし現実には、その運営のしわ寄せが町内会長に集中しているような気がします。この負担の重さは役員のなり手不足を招くだけでなく、地域活動の継続そのものを難しくする要因になっているのではないのでしょうか。

行政から町内会へ依頼される業務は、慣例として続いているものも多いと思い、本当に町内会長でなければならないのか、見直しが必要であると考えます。町内会長の負担軽減は、単なる配慮だけではなく、行政が主体的に取り組むべき課題であると考えます。

町民が減り、高齢者が増える中、今までのような負担では難しいのではないかと。町内会の併合も考えられるが、面積が広がるだけで問題を先送りにしているだけとも思います。ここで抜本的な変化が求められるのではないかと。負担を軽減した上で町内会長業務を遂行していただける環境を作ってはと考えます。

そこで町長にお伺いいたします。

一つ、各種会議の開始時間は現在のもので妥当と考えているのでしょうか。

次に、現在の充て職は何があるのでしょうか。

三つ目に、充て職の中でも異質に感じるものが神社総代であり、町内会長に充てられた経緯を聞きます。また、町内会長が担うべきと考えるのでしょうか。

最後に、このままでは役員のなり手だけではなく、町内会を離脱する町民も出てくるのではないかと感じます。町長はこの現状をどう考えているか、答弁よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、各種会議の開始時間の妥当性につきましては、町内会長の皆様の職業も様々であり、多様なご意見があろうかと思えます。やむを得ず欠席される場合は代理の方の出席も可能ですし、欠席となった際には個別に対応させていただいたところです。全ての会議の開催時間が最善とは思っておりませんが、今後とも出席者に応じて、極力参集しやすい時間帯の設定などに努めてまいります。

2点目の現在における「充て職」でございますが、公的なものとして交通安全協会代議員、防犯協会代議員、外灯組合総代があり、その他の団体といたしまして社会福祉協議会評議員、連合町内会役員、浦臼地区のみとなりますが中央地区町内会役員、そして3点目のご質問に挙げられております浦臼神社総代となります。

3点目の浦臼神社総代に町内会長が充てられた経緯でございますが、先般、宮司の方にお伺いした範囲でお答えいたします。

まず、いつからという点については、現在の宮司の方も把握されておらず、地域と神社の結びつきの中で、かなり古くからのいわゆる「しきたり」であったものと推察

されるところです。

当時は町内会長以外にも複数の方が神社の役員として、それぞれの町内会から出ていただいていたとのことでした。

その後、鶴沼神社と浦臼神社の合祀を経て現在の浦臼神社となっておりますが、町内会側から複数の役員を出すことが困難との申入れがあったことから、町内会長1名のみという現行の形になったとのことでした。

宮司の方のお話では、総代会への参加率も低く、このような地域の実情や課題が分からないというのが率直な思いとのことでした。

このため、町内会として課題等を抱えておられる場合は、総代会の場などでお伝えいただくことが、神社としての対応を見直すきっかけになるものと考えます。

町内会長が担うべきかとのご質問に対しましては、役場が直接委嘱している職務ではありませんので、適否を述べる立場にはないと考えますが、この町に長年暮らす者の個人的な意見として申し上げます、神社は開拓の時代から地域の安全や暮らしの平穏をを願う場として、その地に暮らす人々に支えられてきました。かつての区長制の時代から地区を代表する者がその運営に関わり、守り支えることは、長年受け継がれてきた慣習であり文化であると受け止めており、変わらぬことで次代へつなぐ役割を果たしてきたものと考えています。

4点目の現状に対する考えはとのご質問ですが、まず、町内会未加入の状況についてお答えいたします。現時点で民間法人の施設を除いて、町内会に加入していない個人は1戸のみとなっています。

これは、新たに転入があった際に町内会役員の方が加入に向けて丁寧に対応していただいております、大変ありがたく思っているところです。

町内会組織、狭義ではご近所さんが「顔見知り」の関係であることは、有事の際の助け合い、お子さんや高齢者の見守り、異変を察知するといった点で重要であり、特に災害時の情報伝達や「共助」という観点では非常に大切であると考えます。

町としても町内会という地域コミュニティが持続可能な形で維持していけるよう、町内会長の皆さまと共に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

まず1点目に関してですが、ここには答弁でもありますように様々な方がおられるということで、例えば今は日中ですが、それが夜になったら集まりが良くなるのかと言われると、やはりそうは考えづらい部分も多くあります。どの時間が妥当かと言われても、私自身もちょっと答えは出ていないので今回質問させていただいたところです。ただ、答弁の中に個別に対応させていただいているというところもありますので、欠席しても何とかそのあとの業務引き継ぎはきちんと役場の方はやっていただい

いるのかなと今の答弁からは思いました。

しかし今、町内会の中で町内会長になる、薦められるときに枕詞としてあるのが、時間がある時で良いからやってくださいという言葉をよく耳にしたいと思います。ということは、現在も欠席者がいる中で、今後もしかしたらこの欠席者が更に多くなるかもしれません。だけど、先ほど言われたとおり時間での解決というのは今後も難しいのかなと思います。そのあとに個別に対応させていただいているという答弁がありましたが、それが一体どれくらいまでケア出来るものなのかは、今後の課題にもつながっていくのかなと思いますし、町の対応としてもやはり会議というのは皆さんが出て、一斉に同じ話を聞くので同じ周知が出来るということもありますので、何とかそこにもどうにか打つ手はないのかなと、ちょっと悩みながら今回の質問をさせていただいたところでございます。

3年前に、私も町内会長をやらせていただきました。その時に、同じ町内会長の方が14名、今もそうなのかな、14名いましたが、公の場で1回も顔を見ない町内会長というのがその時にもう存在しました。それもちょっと気になって今回質問として、これ以上といいたいでしょうか、それが毎年のように1人2人は必ずいるかどうかというのは、その後は僕もやっていないので分かりませんが、会議等に欠席した場合にしっかりと町で個別の対応をこれからも続けていけるものなのかを、もう一度確認していきたいと思います。

2点目の充て職でございますが、今ご説明のあったとおり、いろいろあると思います。ただ、これは今公的なものとして町長はおっしゃられましたが、その他にも、例えば何々委員とか、何々会長という、全員ではないけれど、充て職というのは存在すると思います。そういうものも含めると本当にこの充て職は多いなという気はいたします。

でもその中で、例えばこれはちょっと私の主観も入っておりますが、例えば外灯組合などを例に挙げますと、外灯組合はその町内会にある電灯の電気代を払うということもありますが、その町内会の実情に合わせて、もうここは人通りが少ないから電灯を廃止したり、もしくは移設したり、もしくは足りないので新設したりなどという、役場の方々ではちょっと分からないような実情も、その町内会の人たちの代表である町内会長がそこに行って意見を言う、質問をする、そして要望するという場面があると思いますので、この外灯組合はやはり町内会長でなければいけないのかなという感じが僕はいたします。

ただ、あまり個別な批判は避けたいのですが、一つだけ例に挙げさせてもらいますと、例えば交通安全協会代議員というのは、交通安全協会自体はとても大切ですが素晴らしいものだとは理解しております。そして、この仕事は何かなと思ったときに総会に出ること、そして一番多くは交通安全週間に旗の波運動、旗を振ることであったり、また先月行われました一日交通安全運動ということになります。私もこういう立場ですので、出来るだけ旗の波運動のときは農協前と役場前に立たせていただくようにはしているのですが、また時間も7時半から8時ということもあって、なかなか町内会長がそこに並んでいる姿というのは、あまりお見受け出来ないかなと。

その他にも会場は鶴沼にも晩生内にもあると思いますので、そちらで出ている方もおられると思いますが、なかなか出ている方は少ないと。また、先月行われた一日交通安全運動のときも、町内会長として来られたのは3名くらいだったかなと記憶しております。

これに関して、来ない町内会長を責めているのでは決してありません。ただ、町内会長がそこに来なくても成立する役なのではないかという疑問があります。ですので、もちろん大事なことだとは分かりますが、その14人全員に充て職としてあてがった上に、更に交通安全協会に関しては、町内会長のほかに2名ぐらい委員を出してという話もあったと思います。それだけの人数を選出する必要が果たしてあるのかというのが一つ疑問であります。また、そういったことを考えると、通告文にもありましたがこれは町内会長でなければ困る、これは町内会長じゃなくても例えば連合の会長、副会長の3人でいいとか、そういうのがあれば、割とこの充て職も少なく精査出来るのではないかなと思っております。

ある団体の方とちょっとお話したのですが、現在14名の方がその委員として登録されております。ですが、やはり14名となると欠席という問題が出てくるわけですね。そこで話していたのですが、例えば何か規約とかを変えるときに、全委員の何分の1の出席をもってとなるときに、あまり欠席者が多いとやはり不都合が生じると。それであるならば少数精鋭で先ほど言ったような連合の会長、副会長3人で留めて、3分の3が出席してくれた方が実はありがたいんだよねという話もありました。

ですので、今回こうやって一般質問させていただいたわけですから、各充て職、各種団体、各種協議会等々を、本当に今の体制が必要なのかというのを1回洗い出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に3点目の話になります。神社総代という話は実は3年前、私が町内会長をやったときに、町内会長会議でもこの話はちょっとさせてもらいました。何が一番かというと、やはり町内会の寄付集めがすごく負担になっていると。私も今回一般質問するにあたり町内会長経験者10数名にちょっといろいろな立場でお話を伺ったときに、何が一番大変でしたかと聞くと、やはり町内会の寄付集めが大変だったという言葉が割と多く挙がってくるのですね。町内会長会議でも言ったのですが、例えば町内会によって違うところもありますが、我が第4町内会は、寄付の名簿をまず回覧版で回して、寄付の意思がある人が名前を記入し、そしてそれを町内会長もしくは会計が集金に行って神社に納めるという形が取られています。割とそういう町内会が多いのではないかなと思います。それを町内会長会議で言ったときに、名簿を回すことは実際そんなに労力ではないと思いますので、その名簿を神社に渡して、そしたら宮司なり役員なりがそこに行って、大切な寄付でございますので、ありがとうございますと言いながらお金を受け取りに行ってはどうかという話をしたのです。その時の町内会長会議で町長は、神社の方も高齢の方もいますし、それもなかなか大変ではないかというお答えだったのです。それに関しては町内会長会議での言動なのでここで審議はしませんが、ただ、それを聞いたときに、町長は神社サイドの肩を持つといいでしょうか、味方なのだなというイメージがちょっといたしました。守るというのもおかし

いですけど、やっぱり仕事を遂行する上で大切なのは、もちろんどちらも大切なのでしょうけども、やっぱり町内会を維持するという側に立って話は出来ないのかな、という違和感がありました。

ただ、今日の答弁を聞きまして、きっと町長は大切にされる側だからそういう私見が出るのかなという気もいたしましたけども、私が今回言いたいのは、やはり業務緩和に向けてのことを出来ないかと。別に神社どうこうと言っているわけではなく、町内会長の業務を少なくするために何か緩和出来る策はないかというところがまず一つなのですね。

それであるならば、例えば神社サイドもそれを耳にしたならば、今までの方法ではなく、例えば何月何日何時から何時までは神社に在住しておりますと。だから寄付をしていただける方はお持ちくださいという、例えばピラがあるとすれば、それを今でも毎月全戸配布をしてるわけですから、そこに忍ばせて告知をするということも出来ると思います。

だから仕事を減らすために何か手はないかということ、これから考えていっていただきたいなと思うのですよ。その町内会長会議の場面なのですが、僕はこの話をしたときに、ある町内会長が確かに寄付集めが大変だから、うちの町内会は戸数掛ける幾らで町内会費から捻出しているというアドバイスをいただきました。確かに労力という観点から見ると合理的だなという話にはなるのですが、実はそこにも落とし穴といいましょうか、いけないこともあって、実は今都会の方では、例えば訴訟問題やら町内会離脱の問題に発展しているのが、この神社の寄付の問題で、割と多く取り扱われています。それはなぜかということ、やはり神社信仰というものがつながっているわけですね。神社信仰というのはどういう世代、どういう人たちが強く持っているかというと、やはり高齢者もしくは農業や漁業など第一次産業の皆様は、割と神社に対しての抵抗感もなく、その信仰を受け入れている場面は多く見られます。つまり地方に行けば行くほど神社というものはやはりありがたいものと祀られているところは多いと思いますが、これが都会に行って若者、もしくは第3次産業の、今の仕事の方々がそれほど崇拝しているかというと、なかなかそうではないという事実が、この町内会離脱やもしくは訴訟問題に発展しているのではないかと考えられます。

この信仰というのは割と身近であって、でも取り扱いはすごく難しいものだと思います。本当に極端な話を今からいたしますが、信仰の自由というのは日本国憲法でしっかり定められています。ということは、誰であってもその方の信仰にとやかく言う問題ではないということにつながっていきます。でもその逆を言うと、何人たりとも信仰を人に押し付けることは出来ないという捉え方も出来ます。ですから、町内会長になったがために神社の総代に充てられ、寄付行為を手伝わされ、という発展の仕方でもゼロではないのかなと思います。

実際にその都会で行われた訴訟問題の判例をちょっと読まさせてもらいましたが、まさにそういうところが引っかかっています。自分は神社を信仰していないのに町内会の寄付に強制的に参加させられるという、そのような原告がおりまして訴訟問題となりました。その時の被告というのは神社ではございません、行政でした。だからそ

こで、行政も昔からの習慣というのはよく分かりますし、町長の言われているとおり昔からの習わしを守るといのはすごく大事だと思いますが、今の多様性の時代の中でそれを押し付けるといのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、それを役場が充て職としてやっていいのかという考えにもなるかと思います。

ということで、この点に関して落としどころはどこなのかと考えるのですが、全くやめてしまうといのはやはりこの浦臼という町を見ても難しいかと思いますが、しっかりと落としどころを探してみるといのも、今回町としてちょっと考えてみるころではないかと思いますが、いかがでしょうか。再質問はここまでにしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

1番から3番までの質問に対しての再質問をいただいたところです。

1点目につきましては時間の問題が主だったかと思いますがけれど、ここでお答えしたとおりですが、やはり都合のいい時間といのは人それぞれ違ったりしますので、ご都合を付けて来ていただいてるのかもしれませんがけれど、今行っている時間帯が比較的参加率が高いという現状もありますので、どうしてもその時間が難しいといのは、多分その年その年で条件が変わってくると思うのですよね。そのたびに昼にやったり夜にやったりという形にはなかなかないかと思いますが、答弁にもありましたけれど、参加出来ない方に対しては個別対応しておりますので、今の時間帯で行くのがベターかなと考えているところです。

2点目の充て職の多さにつきましては、交通安全協会代議員の関係で例を出してご説明いただきましたけれど、確かに年間行事、それぞれの役としては少ないかもしれませんが、いくつも充て職があるというところでは、かなりの頻度で出る機会があるというのが現状でございます。もう1点、1人じゃなくて2人3人が出る充て職もあるということで、町内会としては大変ご負担だろうし、町内会で多分1人にしても町内会長が残ると思いますので、町内会長自体は負担が軽減されるということにはならないのかもしれませんが、それではそれを1人にしましょうですとか、これは町内会長から選出するのは以後やめますというようなことを今この場でお答えするわけにはまいりませんので、それぞれの経緯もありますし、やっている中身にもよるかと思いますが、役場が関わっている部分については検討させていただきたいと思います。可能なのか不可能なのかを検討させていただきたいと思います。

最後の神社絡みですがけれど、はっきり申し上げて役場はこういことが町内会長さんのお仕事として例年引き継がれていますということをお伝えをしているだけでして、役場が辞令を出しているわけでも、細かな業務内容を説明している機会も実際はないといのはご存じだと思います。役場はあくまでもお伝えしているといので、寄付の集め方ですとかについて、私たちがどうい言える立場ではないかと思っております。

お話にありました、町内会でまとめて人数掛ける単価でお支払いしてるところがあるというのもお聞きしましたが、私の住んでるところでもそうなのですが、それは日赤の部分と歳末の部分だけで、神社に関しては今言われていたように個別に回って歩くという方式を取っているのが第3町内会だと思います。ですから、町内会毎にそのあたりは異なっているのかとは思いますが、お聞きした話ではありますが、やはり宗教的な問題から神社の業務には関われないという方が実際いらしたということも、これまで聞いたこともありますし、その際は例えば副会長さんですとかが代わりに担当したというような話も聞いているのですけれど、その神社総代という役職自体に抵抗があったというお話だったのかはちょっと分かりませんでしたけれど、そういう問題は間違いなくこんな小さな町でもあったと聞いておりますので、そういう一部の事情で全てを無くしてしまうというのは私にはちょっと抵抗があるという個人的な考えですけど、もっと深くお話をしていただくのであれば、やはり神社の総代会の場で議題としてお話いただくのが解決する早道かと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

まず、神社の話で恐縮ですが、例えばここに町内会長就任により付随する他の役職という書類、これを元に町長も答弁されたと思うのですが、公的職務の中に外灯組合総代、浦臼交通安全協会代議員、防犯協会代議員、これが公的職務という括りになるのでしょうか、その他の中に社協の評議員、浦臼神社総代、連合町内会役員等々が書かれています。その他と言えどもここに書かれている以上、町内会長として町内会長会議に参加して、委嘱状をいただくときにこの紙が置いてあれば、町からの依頼と取るのは当然ではないのかなという気はいたします。

ですから、やはり僕も町内会長をやったときに、これは町からの依頼だと、確かに僕の紙にも欄が違ふところに書いてあったとは思いますが、でもそこに書いてなければ頭はないことを、やはり町内会長会議での委嘱をいただく時にここにあるということで、そういう意味ではやはり町内会長の充て職といいたししょうか、そういうことに関しては町から委嘱されているという認識を持つのが当然なのかなという気はいたします。

町内会長の任命権者というのは、確かに町内会であると思います。そのために行政と町内会は平たく言うと業務提携のようなものを結んでいる関係だと捉えて、町内会長に委嘱している充て職などもその業務提携の中から、町から委嘱されているということで合っていますかね。そういう感じだと僕は思っていたので、そこで町内会長が委嘱を町から受ける、この紙をもらう。極論を言いますけれども、それは僕はやりたくないの、と拒否することも出来るということなのではないでしょうか。そこも拒否権があるのならば、それはもう町内会長の考え方とか町内会の考え方につながるのかも

しませんが、先ほど言ったとおり、これから町内会長に就任する方がこの附属する他の役職というペーパーをもらったときには、やはりその仕事は町内会から町内会長が請負う仕事のひとつだと思いますので、今日、いろんな質問をさせていただきましたが、その中で検討していただける材料もありました。そういうことの調整は、やはり行政が行うべきなのではと今の僕の感覚ではあるのですが、その認識に間違いはないでしょうか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

話がかなり遡るのですが、私が総務課にいた20年ほど前、その当時は充て職については一切町内会長会議のときに情報提供をしていませんでした。ですから、町の部分については当然お知らせしてましたけど、町以外の部分については、あえて町から別紙のようにということでお知らせはしていなかったのですが、その時の町内会長さんから、役場以外の部分でも何かあるのであれば、全部紙に書いて資料として渡して欲しいと言われたものですから、当時、神社も含めてですが、役場が直接お願いする以外のもので書いた紙をお渡ししたというのが今に続いているものですから、そこに神社が無ければいいのか、という話にもなるのかもしれませんが、そういう経緯で町内会長側からの要請に応じて用意したものが始まりになっているところです。

ですから、逆にそれを今見たら役場の要請に見えるということも、多分そのとおりなのだと思いますけれど、そういう経緯から始まったものでございます。町が主導というのはともかくですが、その他の中にはやっぱり宗教的なものも出てくるのは事実かと思います。町が神社のやり方について、あえて口を出すというようなことは極力避けるべきかとは思っておりますので、あくまでも神社と総代の方の話し合いの中で決めていただきたいと思いますところでは。

○議長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わります。

ただいまから、暫時休憩いたします。

再開時間を14時55分とさせていただきます。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時56分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第24号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第24号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補正予算の内容について説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、補正予算書のご用意をお願いいたします。

議案第24号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）。

令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6614万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6165万1000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和8年9月3日 提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。

起債の目的、農産物処理加工施設井戸新設事業。限度額、6020万円でございます。本事業は、過疎対策事業債を充当する地方債として借り入れる事業費を追加するものでございます。起債の方法につきましては証書借入。利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましては、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものとするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることが出来るものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして歳出よりご説明申し上げます。11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万6000円の追加でございます。10節需用費におきまして、本庁舎1階相談室の天井漏水修繕を行うものでございます。

7目生活交通対策費、補正額741万1000円の減でございます。10節需用費におきまして、浦臼滝川線使用車両のミッション等修理費用の不足分を増額計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、本年10月から浦臼砂川線が砂川市及び奈井江町との共同運行となることから、今年度下半期に係る2市町応分負担見込み額を減額するものでございます。

8目諸費、補正額40万円の追加でございます。25節寄付金におきまして、本年7月28日発災の令和8年熊本地震に対する義援金を計上するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額350万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、物価高騰支援水道料金減免事業の支援期間を2か月間延長する費用を計上するものでございます。財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、5目障害者福祉費、補正額65万8000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、令和7年度の給付実績に基づき、過年度において受入れ済みの国庫負担分について歳出予算より返還するものでございます。2項児童福祉費、4目未熟児養育医療給付費、補正額9万8000円の追加におきましても同様でございます。

3項老人福祉費、1目老人福祉総務費、補正額25万円の追加でございます。1節報酬におきまして、会計年度任用職員報酬を計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、こちら予算の増減補正はございません。1節報酬及び10節需用費間での組替えでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、こちらも予算の増減補正はございません。10節需用費及び、13ページをお開きください、13節使用料及び賃借料間での組替えでございます。

5目農業振興費、補正額6775万円の追加でございます。10節需用費におきまして、クマ撃退スプレー購入費用を計上するものでございます。14節工事請負費におきまして、農産物処理加工施設恵彩館の井戸及びろ過装置新設をする費用を計上するものでございます。なお、財源につきましては過疎対策事業債を活用するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、各種補助及び交付金を計上するものでございます。

6目農村センター管理運営費、補正額31万3000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、水道直結式ウォータークーラー1台の更新費用を計上するものでございます。

11目ジビエ処理加工センター管理運営費、補正額4万円の追加でございます。13節使用料及び賃借料におきまして木材チップ運搬に係るトラック借上費用を計上するものでございます。

7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、補正額8万9000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、住宅使用料等還付金を計上するものでございます。

5項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額24万6000円の追加でございます。10節需用費におきまして、卓球フェンス等購入費用を計上するものでございます。

歳出合計6614万1000円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人分、補正額5348万1000円の追加でございます。2項1目固定資産税、補正額428万3000円の追加でございます。3項1

目軽自動車税、補正額１１４万９０００円の追加でございます。３税ともに、収納見込み額により増額計上するものでございます。

１０款地方交付税、１項１目地方交付税、補正額３５０６万８０００円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い追加交付分を計上するものでございます。

１２款分担金及び負担金、１項負担金、１目総務費負担金、補正額１６７万５０００円の追加でございます。浦臼砂川線の共同運行に係る当町事務負担経費及び車両減価償却未経過分を砂川市及び奈井江町の２市町に求めることから計上するものでございます。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、６目総務費国庫補助金、補正額２３２万７０００円の追加でございます。歳出でご説明の物価高騰支援水道料金減免事業に充当する補助金を計上するものでございます。

１５款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、補正額８６７万９０００円の追加でございます。歳出でご説明の麦類生産技術向上事業補助金ほか、２事業に充当する補助金を計上するものでございます。

１６款財産収入、２項財産売却収入、１目不動産売却収入、補正額１２３万５０００円の追加でございます。分収造林事業分収金を計上するものでございます。

２目物品売却収入、補正額１２０万９０００円の追加でございます。入替えをいたしましたごみ収集用貨物ダンプの売却額を計上するものでございます。

１８款繰越金、１項、９ページをお開きください、１目繰越金、補正額１億８９１８万円の追加でございます。令和７年度からの繰越金を計上するものでございます。

１９款諸収入、３項２目雑入、補正額５０万５０００円の追加でございます。地域スポーツ振興助成におきましては、歳出でご説明の卓球フェンス等購入費用に充当するものでございます。

２０款町債、１項町債、４目農林水産業債、補正額６０２０万円の追加でございます。歳出でご説明の農産物処理加工施設の井戸及びろ過装置新設に係る地方債を計上するものでございます。

２１款繰入金、１項基金繰入金、１目基本財産繰入金、補正額２億９２８５万円の減でございます。１節財政調整基金繰入金におきまして、財源調整に伴い、財政調整基金に繰り戻すため減額するものでございます。

５節札沼線代替輸送事業等基金繰入金におきまして、浦臼砂川線の共同運航に伴い、当町負担が軽減されること等により、札沼線代替輸送事業等基金に繰り戻すため減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の６６１４万１０００円の追加となっております。

以上が、議案第２４号 令和８年度浦臼町一般会計補正予算（第３号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第24号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第25号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第25号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補正予算の内容について説明を求めます。

吉村主幹。

○住民課主幹（吉村美紀君）

議案第25号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2424万1000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月3日 提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款総務費、3項1目職員給与費につきましては、歳入予算の構成に伴う財源更正でございます。

歳出合計、増減なしでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、298万5000円の追加でございます。国民健康保険税の算定におきまして、賦課額が決定したことに

に伴い追加計上するものでございます。

３款１項１目繰越金、１７１５万８０００円の追加でございます。令和７年度決算による前年度繰越金でございます。

５款繰入金、２項１目基金繰入金、２０１４万３０００円の減額でございます。当初予算において基金からの繰入れを見込んでおりましたが、国民健康保険税と繰越金を追加計上したことにより、基金からの繰入金を減額したものでございます。

歳入合計、歳出と同じ増減なしでございます。

以上が、議案第２５号 令和８年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第２５号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２５号 令和８年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第２６号

○議長（小松正年君）

日程第８、議案第２６号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の５ページをお開き願います。

議案第２６号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例（平成１２年浦臼町条例第２７号）の一部

を次のように改正する。

令和８年９月３日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由でございますが、公営住宅使用料等の賦課徴収事務において職員の不適正な事務処理行為があった事案について、その監督責任を明らかにするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の１ページをお開き願います。

附則 第１０項といたしまして、本改正条例の施行日より１か月間、町長及び副町長の給料について、給料月額額の１０分の１をそれぞれ減額支給する旨を規定するものでございます。

議案書の６ページにお戻り願います。

附則 本条例は、令和８年１０月１日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第２６号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第２６号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２６号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第２７号

○議長（小松正年君）

日程第９、議案第２７号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の 7 ページをお開き願います。

議案第 27 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例（昭和 39 年浦臼町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由でございますが、地方公務員法の一部改正により段階的に行われております職員の定年年齢の引上げに対応し、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を本町においても適正に運用するため、当該制度の適用を受ける職員の職を新たに規定するとともに、上位法に即した規定の追加文言の整理統一を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の 2 ページをお開き願います。

第 4 条第 3 項の改正から、5 ページ、第 21 条第 5 項までの改正につきましては、上位法に則した文言の統一のほか、例規整備上必要となる文言整理を行うための改正となっております。

6 ページをお開き願います。

第 21 条の 2 につきましては、上位法の規定に則し懲戒免職処分を受けた職員や失職した職員等、期末手当を支給しないこととするものを規定する条文を新たに追加するものでございます。

次に、第 21 条の 3 につきましても同様に、上位法に即した規定の追加となっており、期末手当の支給を一時差し止めることが出来る場合の規定のほか、被処分者への通知、当該一時差止処分を取り消す場合の規定、一時差止処分の事由を記載した説明書を被処分者に対して交付しなければならない等、その手続に関する規定を新たに追加するものでございます。

8 ページをお開き願います。

勤勉手当について規定しております第 22 条中、第 2 項の改正では、改正前の規定を定年前再任用短時間勤務職員とそれ以外の職員に対する支給割合について、それぞれ号立てにより整理する改正となっております。

次に、第 3 項及び第 4 項の改正につきましては、所要の文言整理となっております。

9 ページをお開き願います。

本条例別表第 3、給料表に定める職務の級に応じたその職務内容を規定しております「ハ 等級別基準職務表」の改正となっております。

改正箇所につきましては、まず 10 ページの 4 級の表側、その職務内容となります。管理監督職勤務上限年齢制の適用を受ける職員は、本町においては主査級以下への職へ降任させるものとし、その職を 4 級の主査といたします。これに伴い、従来までの

係長、副園長、社会教育主事の職務を１とし、２といたしまして主査の職務を新たに設けるものでございます。４級の主査の職務内容といたしましては、３級の主査の職務内容をベースとしつつ、通常の業務に加え、職務の過程における指導教育及び助言を行う旨を規定するものでございます。

１１ページをお開き願います。

６級の表側、職務の改正につきましては、現行の規程に合わせた文言の修正となっております。

議案書の１１ページにお戻り願います。

附則 本条例は、令和９年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第２７号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第２７号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２７号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第２８号

○議長（小松正年君）

日程第１０、議案第２８号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の１２ページをお開き願います。

議案第２８号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について。

浦臼町監査委員条例（平成１６年浦臼町条例第８号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うことに合わせ、監査委員事務局の規定に事務局職員の職を明記する規定を新たに追加する改正を行うものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の 15 ページをお開き願います。

事務局の設置を規定する第 4 条中、第 1 項の次に第 2 項といたしまして、監査委員事務局職員として事務局長及び書記を置く旨を規定し、改正前の第 2 項を第 3 項へ繰り下げる改正を行うものでございます。

第 5 条においては地方自治法の一部改正に伴い、地方税以外の公金を地方公共団体が e L T A X を運営する地方税共同機構に行わせるための規定が新設され、本条例において引用しております職員の賠償責任を規定する条文が、第 2 4 3 条の 2 の 8 から第 2 4 3 条の 2 の 9 へ繰り下がる条ずれに対応する改正を行うものでございます。

議案書の 13 ページにお戻り願います。

附則 本条例は、改正地方自治法の施行日となります令和 8 年 9 月 24 日から施行しようとするものでございます。ただし、第 4 条の改正規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日より適用とするものでございます。

以上が、議案第 28 号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 28 号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第 28 号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 29 号

○議長（小松正年君）

日程第１１、議案第２９号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の１４ページをお開き願います。

議案第２９号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例（昭和４８年浦臼町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月３日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由でございますが、北海道医療給付事業の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては別冊参考資料によりご説明申し上げますので、資料の１６ページをお開き願います。

改正後でございます条例第２条第３号に、「キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）」を加えるものでございます。

議案書の１５ページにお戻り願います。

附則 本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第２９号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第２９号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２９号 乳幼児、児童及び生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第３０号

○議長（小松正年君）

日程第１２、議案第３０号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案１６ページをお開き願います。

議案第３０号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年浦臼町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月３日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴い、満３歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことにより当該事業の基準を加えるとともに、その他文言の整理等所要の改正を行うものでございます。

今回の条例改正の内容について説明いたしますので、別冊参考資料１７ページをお開き願います。

第２条中、「意義」を「定義」に改め、同条第６号中の「小規模保育事業児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業」を「満３歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く）」に改め、次のページの同条中第２９号を第３３号とし、第２４号から第２８号までを４号ずつ繰り下げ、同条第２３号中、法第４３条第３項を法第４３条第４項に改め、同号を同条第２７号とし、前のページの同条中第１３号から第２２号までを４号ずつ繰り下げ、第１２号を第１６号とし、同号の前に第１３号「教育認定子ども 法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。」、第１４号「満３歳以上保育認定子ども 法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。」、第１５号「保育認定子ども 法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。」を加えます。

第２条中、第１１号を第１２号とし、第７号から第１０号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に第７号「満３歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。」を加えます。

これにより、第２条は３３号立てとなります。

これ以降の３３ページまでの改正につきましては、第２条の定義の改正に伴い、文言を整理するものでございます。

議案２２ページにお戻りください。

附則

１ この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

以上が、議案第３０号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第３０号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第３０号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第３１号

○議長（小松正年君）

日程第１３、議案第３１号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案２３ページをお開き願います。

議案第３１号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年浦

臼町条例第20号)の一部を次のように改正する。

令和8年9月3日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことによる当該事業の基準及び児童対象性暴力等の防止に係る基準を加え、その他文言の整理等所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の34ページをお開き願います。

第2条では満3歳以上限定小規模保育事業の追加を、第6条では満3歳以上限定小規模保育事業の事業者が、連携施設を確保することを加えるものでございます。

第13条は見出しとして「児童対象性暴力等の防止」を付し、「家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。」と規定します。

第27条は、小規模保育事業A型の基準のみが満3歳以上限定小規模保育事業に適用されるための改正となっています。

第29条は小規模保育事業A型、第31条は小規模保育事業B型の職員体制について、看護師等や理学療法士等の専門職を保育士とみなすことが出来るという基準改正に対応した改正でございます。

これ以降の改正につきましては、小規模保育事業の幼児の活動に必要となる保育室などの面積や設備・利用定員などの基準や居宅訪問型保育事業者、保育所型事業所内保育事業者の設備運営基準などの上位基準の改正に倣い、文言を整理改正したものでございます。

議案26ページにお戻りください。

附則

1 この条例は公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

以上が、議案第31号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長(小松正年君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第31号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第32号

○議長（小松正年君）

日程第14、議案第32号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案27ページをお開き願います。

議案第32号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年浦臼町条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月3日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に係る基準を加えるものでございます。

改正の内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の43ページをお開き願います。

第13条の次に見出しとして「児童対象性暴力等の防止」を付し、第13条の2として「乳児等通園支援事業者は、法34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和6年法律

第 69 号) 第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。) を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。」を加えます。

議案 28 ページにお戻りください。

附則 この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

以上が、議案第 32 号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長(小松正年君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 32 号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第 32 号 浦臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 33 号

○議長(小松正年君)

日程第 15、議案第 33 号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長(上嶋俊文君)

議案書 29 ページをご覧ください。

議案第 33 号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公共下水道設置条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由でございます。地方自治法の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の４４ページをお開き願います。

改正前でございます。本条例第５条において引用しておりました地方自治法「第２４３条の２の８第８項」が、同法「第２４３条の２の７」の新設により順次繰り下げられたことに伴いまして条ずれが生じたため、改正後「第２４３条の２の９第８項」に改めるものでございます。

議案書の３０ページにお戻り願います。

附則でございます。本条例は、令和８年９月２４日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第３３号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第３３号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第３３号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 同意第１６号

○議長（小松正年君）

日程第１６、同意第１６号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長

○町長（川畑智昭君）

同意第16号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年9月3日提出

浦臼町長 川畑 智昭

住所につきましては記載のとおり、氏名は美濃 多恵でございます。選任理由につきましては、任期満了によるものでございます。

以上でございます。十分ご審議いただきまして、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより同意第16号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、同意第16号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第17 報告第4号

○議長（小松正年君）

日程第17、報告第4号 継続費精算報告書の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは議案書の33ページをお開きください。

報告第4号 継続費精算報告書の報告について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和7年度浦臼町一般会計継続費精算報告書を、別紙のとおり報告する。

令和8年9月3日提出

浦臼町長 川畑 智昭

提案理由につきましては、令和6年度浦臼町一般会計予算の継続費につきまして、

継続費に係る継続年度が終了しましたので、継続費精算報告書を調製し、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

３４ページをお開きください。

令和７年度浦臼町継続費精算報告書でございます。

４款衛生費、３項診療所費、事業名、町立診療所管理費でございます。

令和６年度及び７年度の継続費の総額は、表の左側、全体計画の年割額の計４億７４５２万３０００円に対しまして、表の中央、実績の支出済額の計４億５９４７万円でございます。

比較につきましては、全体計画額から実績額を減ずることで評されますので、三角、いわゆるマイナス表記は計画より多く収入があった、また、三角がない数値につきましては、計画より少ない収入及び支出であったものでございます。

なお、年割額と支出済額の差につきましては、入札結果による執行残によるものでございます。

以上が、報告第４号の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

報告第４号 継続費精算報告書の報告については、報告済みといたします。

◎日程第１８ 報告第５号

○議長（小松正年君）

日程第１８、報告第５号 令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは議案書の３５ページをお開きください。

報告第５号 令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和７年度決算に基づく健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告する。

令和８年９月３日提出

浦臼町長 川畑 智昭

３６ページをお開きください。

令和７年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、次のとお

り報告する。

下記表内の各項目についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により、町の財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様、決算額に赤字が生じていないことから、数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましては12.3%となり、令和6年度決算に基づく比率と比較いたしますと1.9%改善してございますが、こちらの比率は直近3か年の平均によるもので、令和6年度との単年にて比較いたしますと0.4%悪化したものでございます。令和7年度の単年度数値算定におきまして、公債費の約定償還額に充てられる一般財源額が2428万7000円の増となったことなどが要因となっております。

④将来負担比率につきましては、地方債残高の増加や充当可能基金の現在高の減少など比率悪化の傾向が見られるものの、平成25年度決算以降、13年連続で数値化されていない表記となっております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

次に37ページをお開きください。

令和7年度決算に基づく下水道事業会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の項目について、ご説明を申し上げます。

①資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから、数値化されていない表記となっております。

監査委員による意見等につきましては、要約でございますが、資金不足が生じておらず、良好であり、特に指摘すべき事項はないとの講評をいただいております。こちらも監査委員の諸審査の詳細につきましては別添にて審査意見書を添付してございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

以上、概要をご説明申し上げまして、令和7年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

報告第5号 令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第１９～２１ 認定第１号～認定第４号（一括議題）

○議長（小松正年君）

日程第１９、認定第１号 令和７年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第２０、認定第２号 令和７年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２１、認定第３号 令和７年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２２、認定第４号 令和７年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となりました認定第１号 令和７年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第２号 令和７年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第３号 令和７年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第４号 令和７年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これら４件につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づきまして、去る８月５日から１０日までの期間、町監査委員において、それぞれの会計の決算について審査を行っていただいたところでございます。

よって、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見書を付けまして議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案にあたりましての説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松正年君）

砂場議員。

○１番（砂場明君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました、令和７年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか３件については、総合的な見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に継続審査することを望みます。

○議長（小松正年君）

野崎議員。

○４番（野崎敬恭君）

私はただいまの動議に対しまして、賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、砂場議員から、決算審査特別委員会を設置することの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので、成立いたしました。

決算審査特別委員会を設置することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付されたいとの動議は可決されました。

引き続いて、決算審査特別委員会の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により議長において、議長及び議選監査委員を除く議員全員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

認定第1号 令和7年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和7年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託します。

ここで、暫時休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催して、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 4 時 3 分

再開 午後 4 時 8 分

○議長（小松正年君）

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について報告がありましたので、周知します。

委員長に高田英利議員、副委員長に柴田典男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第23 発議第1号

○議長（小松正年君）

日程第23、発議第1号 事務の検査についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 事務の検査については、原案のとおり決定しました。

◎日程第24 意見書案第3号

○議長（小松正年君）

日程第24、意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、意見書案第３号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第３号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり採択されました。

◎日程第２５ 所管事務調査について

○議長（小松正年君）

日程第２５、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第７３条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎日程第２６ 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第２６、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
したがって、令和８年第３回浦臼町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 ４時１１分